
平成20年第2回(6月)南丹市議会定例会会議録(第3日)

平成20年6月11日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成20年6月11日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第1号から報告第10号まで(質疑、付託)
日程第3 議案第63号から議案第72号まで(質疑、付託)
日程第4 議案第73号、議案第74号(提案理由説明、質疑、付託)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第1号 専決処分の承認について
(南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について)
(市長提出)
報告第2号 専決処分の承認について
(平成19年度南丹市一般会計補正予算(第5号))
(市長提出)
報告第3号 専決処分の承認について
(平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号)) (市長提出)
報告第4号 専決処分の承認について
(平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算
(第3号)) (市長提出)
報告第5号 専決処分の承認について
(平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算
(第3号)) (市長提出)
報告第6号 専決処分の承認について
(平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)) (市長提出)
報告第7号 専決処分の承認について
(平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算
(第5号)) (市長提出)
報告第8号 専決処分の承認について

		(南丹市税条例の一部改正について)	(市長提出)
	報告第 9 号	専決処分の承認について	
		(南丹市都市計画税条例の一部改正について)	(市長提出)
	報告第 10 号	専決処分の承認について	
		(南丹市手数料条例の一部改正について)	(市長提出)
日程第 3	議案第 63 号	南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正について	(市長提出)
	議案第 64 号	南丹市立保育所入所児童通園バス使用料条例の一部改正について	(市長提出)
	議案第 65 号	南丹市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	(市長提出)
	議案第 66 号	南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	(市長提出)
	議案第 67 号	南丹市道路路線の廃止について	(市長提出)
	議案第 68 号	南丹市道路路線の認定について	(市長提出)
	議案第 69 号	南丹市道路路線の変更について	(市長提出)
	議案第 70 号	平成 20 年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰線吉富駅構内山田川橋りょう改築工事の協定締結について	(市長提出)
	議案第 71 号	平成 20 年度南丹市一般会計補正予算 (第 1 号)	(市長提出)
	議案第 72 号	平成 20 年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	(市長提出)
日程第 4	議案第 73 号	平成 20 年度殿田小学校改築工事 (学校給食共同調理場建設) 請負契約について	(市長提出)
	議案第 74 号	南丹市監査委員条例の一部改正について	(市長提出)

出席議員 (25 名)

1 番 仲 絹 枝	2 番 大 面 一 三	3 番 高 野 美 好
4 番 森 爲 次	5 番 川 勝 眞 一	6 番 末 武 徹
7 番 橋 本 尊 文	8 番 中 川 幸 朗	9 番 小 中 昭
11 番 川 勝 儀 昭	12 番 藤 井 日出夫	13 番 矢 野 康 弘
14 番 森 嘉 三	15 番 仲 村 学	16 番 外 田 誠
17 番 中 井 榮 樹	18 番 西 村 則 夫	19 番 井 尻 治
20 番 村 田 憲 一	21 番 松 尾 武 治	22 番 高 橋 芳 治
23 番 八 木 眞	24 番 村 田 正 夫	25 番 谷 義 治

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山 秀良	課長 補佐	森 雅克
係 長	西村 和代	主 任	安木 裕一郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正典	参 与	浅 野 敏昭
参 与	中 島 三夫	総 務 部 長	松 田 清孝
企画管理部長 兼人事秘書課長	上 原 文 和	市 民 部 長	草 木 太久実
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長	西 岡 克 己
土 木 建 築 部 長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長 兼教育総務課長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは、ただちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） 日程第1「一般質問」を行います。

2番、大面一三議員の発言を許します。

大面議員。

○議員（大面 一三君） おはようございます。

議席番号2番の日本共産党・住民協働市会議員団所属の大面でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

最初に、保険税負担にかかわって質問を行ってまいります。

今年4月に導入されました後期高齢者医療制度は、75歳と年を重ねるだけで国保や健保、また今まで一緒にいた扶養家族から追い出しをされ、差別的な医療制度に囲われるものであります。その上、包括診療などで医療の制限が行われ、受診抑制につながるなど、制度の根本問題が次々に明らかになってきております。政府自民・公明の与党は、制度のしくみとしてはこれまでの保険料よりも安くなる。特に所得の低い人は安くなるなどと、後期高齢者制度をアピールしてまいりました。ところが、厚生労働省が先日発表いたしました調査結果でも負担増になった人が所得が低い人ほど多く、所得が高い人ほど少ないという政府与党の説明とは全く逆の結果が出ております。今まで支払義務のなかった被扶養者の方も保険税の支払義務が発生し、低所得のお年寄りにいっそうの重い負担を押付ける内容であります。また負担増は高齢者だけではなく、後期高齢者医療制度に4割を財政負担をしなければならない国保や健康保険加入者にも、その負担が求められます。後期高齢者支援制度が加算をされ、南丹市の国保には後期高齢者支援金分として所得割2.5%、均等割として被保険者一人当たり8,000円、平等割として1世帯当たり5,000円が新たに加わった保険税を、今年度から負担することになります。ところがこのことは住民にほとんど知らされていないというのが、今の現状であります。もうすぐ発送されます国保税納入通知書を受け取られて、はじめて住民の皆さん方が気付かれることになるのではないかと考えます。私の試算では、前年度総所得金額200万円の方は年6万9,000円の負担が増えます。そして、133万円、100万円の所得の方は4万2,600円も増えてまいります。率にして19%、約2割の大幅な負担増でございます。今回の後期高齢者医療制度導入で、南丹市民の国保税負担はどのようになるのかお伺いをいたします。

また、国保税の負担軽減策はどのように講じられているか、伺うものであります。

2年前も合併ということで、専決で国保税が大幅に増額されました。今回も、また新たな保険税制度の導入によるものとして、何の説明もなく負担が増えていく状況がこの間続いております。これ以上の負担には耐えられない、払いたくても払えない人が増えてきている今の状況だといえます。市長もこうした今の状況、これでいいとは思っておられないと考えますけれども、増える国保税負担の現状をどう認識されているか、お伺いをいたします。

これ以上の住民負担増を止めていくにはどうすればいいかと考えておられるか、これについてもご意見、所見をお伺いしておきたいと思っております。

介護保険の導入によりまして、年金からの天引きがはじまり、今や年金から引かれる税金は介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険、そして、市民税までもが天引きされるということになってまいります。月額わずか1万5,000円の年金からも

引くという内容であります。本人の承諾もなく、強制的に引かれていく、こんなことが当然のごとく、今、まかり通っております。国や府・市は取り逸れがなく都合がよいだろうけれども、行政と市民との関係はこんなことでいいのだろうかと感じるものがあります。南丹市は市民参加型の協働を強めるまちづくりを徴税という税を納めるという側面から具体化するために、せめて納税者の同意、承諾を得ることにすることなど必要かと思うのですが、いかがでしょうか。保険税等の年金からの天引きについての市長の所見を伺っておきたいと思えます。

政府与党は高まる批判のもと、早くも扶養家族の高齢者からの保険料取り立てを半年間凍結するなど見直し、新たに低所得層の保険料の軽減を実施するとしております。施行されて2ヵ月で政府与党の保険料負担をめぐるドタバタそのものが、後期高齢者医療制度がお年寄りに強い負担の過酷さを示していると言えるのではないのでしょうか。元閣僚でさえ、財政上の都合ばかりが優先され、人間味が欠けると嘆く、そんな発言が聞こえてきました。小手先だけの見直しではお年寄りの苦しみは決してなくなりません。一時的に一部の保険料負担が下がったとしても、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料を自動的に値上げする仕組みであります。厚労省の資料から試算いたしますと、団塊の世代が加入する頃には、保険料は2倍に跳ね上がります。高齢者を強制的に囲い込んで負担増と医療制限を迫る後期高齢者医療制度は根本から非人間的であり、お年寄りを敬う発想ではなく、医療費がかさむからと財政運営上の発想から、この制度が作られているとしか考えられないものであります。今まで曲がりなりにも日本は古希、喜寿、米寿と老人を敬う社会であったものを、制度的にお年寄りを疎んじる社会、日本にしてしまうこととなります。今、30を超える府県医師会が廃止すべきと意見をあげております。申し上げてきましたように、後期高齢者医療制度は単なる見直しではなく、廃止すべきものと考えますが、市長の見解を再度、お伺いするものであります。

次に環境ごみ行政、一般廃棄物処理について質問をいたします。

カンポプラザにおいて、約5年に1回の京都府の検査で基準値を上回るダイオキシン類が検出されたと発表があり、焼却停止され、1年以上が経ちます。先日、3日に2月からの3ヵ月にわたる試験が終わったと、この間、事業者30回、京都府10回の排ガス測定が行われ、検査が無事終了したとの市長からのお知らせがございました。この間の試験結果はどうであったのか、その概要を伺いたいと思えます。

また、すでに前期の試験では試験回数、事業者13回、京都府5回の排ガス測定中、自主目標がクリアできていないものが一度ございました。すでに自主目標がクリアできずとも法基準をクリアしているのだからというような声も出ていると聞き及びます。当の地元市長として、こうした意見について、どう考えておられるのか、お尋ねし、また今後のごみ処理の見通しを伺います。

検査といってもあらかじめ排ガス検査をすると予告してあり、その上での慎重な操業、ごみ焼却がされているにもかかわらず、基準値、目標値をクリアできないようであ

れば、通常操業は相当のダイオキシンの発生があるのではないかと住民の不安は高まる一方であります。また営利が先行いたします民間産業廃棄物焼却施設での処分は、住民の健康、安全に責任がもてないことが明らかになったのではないのでしょうか。一般廃棄物の焼却は南丹市が主体となった処理が必要と考えますが、具体的な対応策、対策を伺います。

基準値を超えますダイオキシンが出て、1年以上も焼却炉が停止するというこうした事態を受け、カンポリサイクルプラザとの公害等防止協定及び細目書の全面的な見直し、改定が必要と考えますが、公害防止協定見直しをしていくお考えはあるかどうか、まず伺いたいと思います。

特にダイオキシン類の検査につきましては、ヨーロッパにおきましては長期間、例えば、2週間連続で排ガスを採取をし、2週間の平均値として排ガス中のダイオキシン濃度を測定、分析する方法が標準化されております。これを1年間継続して連続して行えば、切れ目なく排ガスの状態、ダイオキシン類の排出状況を掌握することができます。周辺住民に対し、説得力のある数値を示すことが可能になり、施設としての信頼性が高まることとなります。連続測定の結果を焼却炉の運転管理に活かすことができ、技術的にも費用的にも大きなメリットがあるとされております。操業を再開するとなれば、こうした検査、測定方法を取り入れることや、それが叶わずとも、検査回数を増やし、抜き打ち的に検査を取り入れることが必要と考えますが、市長の見解を伺います。

また、カンポ・市長・川辺区長会の三者の協定が結ばれておりますけれども、昨日の答弁でありました地域の団体等を含めることにより、監視の目を強めることなど必要と考えますが、市長の所見を伺います。

また、国の基準値0.1ngが公害防止協定の中に含まれておりますけれども、今回、自主目標としました。0.05ngに変更していくことが必要かとも考えますが、この点の見解も伺っておきたいと思います。

次に、南丹市として合併するにあたりまして、地域の均衡ある発展、地域住民自治を尊重し、周辺部を寂れさせない、そのためには農村周辺部に人が戻り、若者が定住できる環境をつくっていくことなどが合併協議で協議、合意されました。まとめられた今回の総合振興計画におきましても、このままでは人口減少と少子化・高齢化が全市的に進む。今後は定住化を図る上で活力を育むまちづくり、中山間地域におけるコミュニティと住民生活維持のための施策が重要だと指摘をしております。まず、この指摘の具体的対策をどう講じていかれるお考えか、お尋ねをいたします。

私は農村周辺部に人が戻り、若者が定住できる環境をつくっていくためには、周辺部の小学校児童数の確保、小学校存続がその指標であり、この南丹地域でのキーワードであると考えております。そのための行政努力が、今、何より必要と考えます。今ある小学校を存続、守るため、行政と地域住民が一致結束してふるさとを守る、そこには市としての支援、援助を惜しまない、そんな取り組みができないかと考えております。いか

がでしょうか。若者のIターン、Uターンを促進し、周辺部人口の人口増、児童数の増加に市をあげての取り組みが必要です。幸い南丹市内には旧美山町での山村留学や周辺部に公営住宅を建設するなど、進んだ取り組みがあります。民間活力の活用、例えば民間資本による小規模団地の建設促進、子どもが外へ出ないように、流失しないように、後継者住宅の建設の支援、美山での山村留学、旧村毎に公営住宅建設の取り組むなどを参考にし、また、その取り組みをいっそう支援すること、また市内の他の周辺部にもその教訓を生かしていく施策を講じていくことなど、積極的な周辺部少子化・高齢化対策が今こそ必要と考えますが、所見を伺います。

また、そのためには南丹市が核になって条件整備を行っていくことや、ある程度の規制緩和を行うことも必要になってきます。住宅建設には飲料水、水道水の確保・供給が欠かせないことであります。周辺部での民間の住宅建設を促すために、上水道給水区域の拡大など、また都市計画白地地域での規制の少なさをアピールした住宅建設の促進策などを講じていくべきと考えますが、市長のお考えを伺って、第1回の質問といたします。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対しまして、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、大面議員のご質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度導入にかかわりまして国保税の負担等につきまして、ご質問をいただきました。

今、この問題につきましては、国をあげて様々な議論がされておるところでございます。こういったなかで後期高齢者医療制度の導入につきましては、今日までの制度では対応できないということで導入されたわけでございますけれども、国保税からの移行、こういったなかで国民健康保険の運営自体にも大きな影響を及ぼしていることは事実でございます。また国保加入者においても、応分の負担をしていただくということになっておるのも事実でございます。先ほど議員質問の中でも申されましたように、負担についても増加しておる方が多いというのが現状でございます。しかしながら、この制度が導入されたことによりまして、たいへん厳しい国保会計の現状ということがあつてございます。こういったなかで国保運営基金が枯渇しというふうな状況になってまいりますので、税率の見直しを行っておるところでございます。当然、負担軽減策につきましては、法令どおりの均等割と平均割を7割、5割、2割等で軽減しておるというのが実態でございます。こういったなかで国保税の住民負担額、どう考えているのかということでございますけれども、今の医療給付費に対する国庫負担金の割合の引き上げを、すでに国に対して要望しております。また保険者としては医療費抑制のための特定検診等の疾病予防にも、これから取り組んでいかなければならないというふうに考えておるわけでございますし、また、たいへんこのような国保税のおかれておる現状を私どもも

極めて深刻に考えております。

こういったなかで、今、年金からの天引きはどうかということでございましたけれども、私自身この税というものが国民・住民の義務であるという観点であることを私は忘れてはいけないと思います。これは私どもの所得、給与からでも天引きされておる。こういったなかで、きちっとした説明をもちろん重要であります。この制度上、天引き制度というのは全体で考えていかないといけないと思います。そういったなかで、これは国会の方で十分審議をしていただきまして、全体の天引きという形態がどうか、これは根本的な論議をしないと。年金は自由性にして、所得の方は強制的に天引きするのやというのも、これも何か腑に落ちませんし、このこと自身、全体として論議をする必要があるんじゃないかというふうにございます。

また後期高齢者医療制度、この点につきまして廃止すべきやじゃないかということでございますけれども、医療制度、将来にわたり持続可能なものとする、また国民介護保険の制度を堅持する、このことを目的にして、後期高齢者医療制度が施行されたわけでございます。これを廃止することによって、元に戻して運営していけるのか。このことについての検証は十分しなければいけないと思いますし、私どもその責にある者としては軽々に廃止するというようなことだけで済まされることではないというふうに認識をいたしておりますし、そういったなかで改善要望ということも、保険税の徴収に対しては公費負担の増加、また生活困窮されておるお年寄り等の保険料の軽減措置など、福祉施策に近づけることのできる制度としていただきたい。また制度内容について、たいへん分かりにくいシステムだというふうなことで、ご理解をいただけない部分がございます。シンプルな制度に整理していただきたい。また持続可能な医療制度の確立に向けて、私ども市町村の意見を十分に反映するようにしていただきたいということで、すでに改善要望をいたしておるところでございます。こういったことの中で、改善すべきところは改善し、関係機関との連携を密にして、適正な制度の施行が図られますように要望しておるところでございます。

次に、カンポリサイクルプラザの問題につきまして、ご質問をいただきました。

議員ご指摘のように5月30日をもちまして、約3ヵ月間、事業者30回、京都府10回の排ガス測定を完了したところでございます。事業者が掲げる自主目標については1回達成できなかったということでございますが、そのほか法基準値を下回るすべての結果になっておることも事実でございます。今後につきましては京都府によって専門家会議が開催され、試験結果及び改善計画の評価が行われたあと、再稼動の可否について府の判断が示されるということになっておるわけでございます。市としての責任はどうかということでございますが、当然、住民の皆さん方の安心・安全を確保することが私たちに課せられた責務でございます。そういったなかで、それぞれの監督官庁との連携を図りながら、今後ともその観点にたつて指導を行ってまいるといふ決意でございます。こういったなかで産業廃棄物処理施設の安全確保については、施設が南丹

市に所在しておりますので、当然、指導すべきものというふうに考えております。ご承知のとおり産業廃棄物処理業の許可、また処理施設並びに一般廃棄物処理施設の設置に関する権限は京都府が有しております。また一般廃棄物処理業の許可は船井郡衛生管理組合が有しております。こういったなかで、一般廃棄物の焼却処理につきましては平成21年3月まで、カンポ及びカンポリサイクルプラザ株式会社への委託契約が有効となっております。当然、この焼却施設が再稼動すれば、引き続き委託業も再開してもらう、ということになっておるわけですが、21年4月以降の委託先については現時点で未定でございます。ごみ一般廃棄物の処理につきましては船井郡衛生管理組合で所管いたしております。そういったなかで現在の試験結果、また操業について十分に状況を見守りながら判断をしていかなければならない。船井郡衛生管理組合の方で判断をしていかなければならないというふうな状況になっておるところでございます。

また公害防止協定につきましては、川辺地区、また旧園部町、カンポリサイクルプラザで締結したものでございまして、この公害防止協定につきましては今日までも特に見直す必要がないというふうに考えておりますけれども、細目書、この部分につきましては補足する事項がありましたら、三者で協議して改正していかなければならない、いうふうに考えておるところでございます。先ほどご質問の中でもご指摘がございましたように監視体制、また情報公開、また今後の検査方法、こういうようなことにつきましても十分に協議をしていかなければならない、いうふうに考えておるところでございます。

次に、地域振興につきまして、周辺部の振興につきましてのご質問をいただいております。

当然、この少子高齢化の中で南丹市全域におきまして、たいへん厳しい状況があるわけでございます。こういったなかでそれぞれ先ほどのご質問でもございましたが、美山での山村留学等々、市内各地で住民の皆さん方が連携を図られ、地域活性化に向けてご尽力、ご奮闘を賜っておるさまざまな状況があるわけでございます。こういったなかで私どもも昨年に過疎化の進行が著しい地域において調査も実施したわけでございますけれども、なかなか根本的な解決策ということが明確なものがあるということではないわけでございます。当然、市の振興計画でもあげておりますように定住促進をはじめとする子育て支援、また就労の場の確保、それぞれの観点に立って地域振興に取り組まなければならない、ということがございますけれども、それぞれの地域におきまして特性もありますし、お考え方もございます。それぞれの地域の皆さん方との連携を行政としては強めるなかで、様々な観点において、その振興策に取り組んでまいらなければならない、というふうに考えておるところでございます。先ほどご質問の中でも、それぞれのご提案がございましたが、それぞれの地域で特性に合致し、また実行可能なそういった施策につきまして、行政としてもともに取り組んでいきたいとこのように考えておるところでございます。

こういったなかで水道事業につきましても言及をいただいておりますけれども、今、水道事業、あらゆる社会生活を支える基盤事業であります。こういったなかで給水区域を位置づけまして、認可を受けた区域への安定供給を実現することが、本市の水道事業を果たす社会的な使命であるというふうに考えておりますが、この水道事業につきましては多額な費用を設備投資しなければなりませんし、維持管理に要する費用とともに、水道料金として水道使用者の皆さん方から徴収するということによって、運営されているというのが実態でございます。そういったなかで簡易水道事業につきましては、上水道区域への統合を図った箇所にあっても、区域を拡大することにつきましては、十分な調査・検討を行わなければならない。こういったなかで健全な水道事業の推進を図らねばならないという大きな課題もあります。こういったなかで、十分その辺りを見極めた上での給水区域の拡大について、検討しなければならないというのが実態でございますので、ご理解を賜りますように、よろしく願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

大面議員。

○議員（大面 一三君） 答弁をいただきました。第2回目の質問を行ってまいります。

国保にかかわりましては、今も申し上げましたように、私の計算では約2割の大幅な引き上げになるということでございます。これは条例改正があったわけなんですけれども、それ以降、今年度ですね、から引き上げが、国保税が2割近くもですよ、引きあがるというような改正のね、その周知が住民に今までなされてきたのかどうか、その辺りお尋ねをしておきたいと思っております。

この間、今も申し上げましたように、本当に国保税にかかわりましてはですね、住民に徹底される、前もって知らされることなくね、負担増が繰り返されてきたわけですね。ですから、このようなことは本当にね、改めなければならんというふうに思います。今まで周知がどのようにされているのか、これから説明受けますけれども、やはり、これは今までの住民との関係はね、きちっと改めていくべきだというふうに思います。これは国保税だけじゃなくて、いわゆる住民に負担を求めるものについてはすべてですね、やはり懇切丁寧な、そんな周知、説明が必要ではないかというふうに思うんで、その辺り質問をしておきたいというふうに思います。

それとですね、市長とはまったく見解が異なるんですけども、こういう国保税とか、税金をですね、天引きするについては一定、それを納めることについては義務があるんだから、しかたがないのではないかというような趣旨の答弁であったというふうに思うんですけども、やっぱり今まで年金というのは、やっぱり生活を保障する、老後の生活を保障するというものであったわけですね。それを説明もなしにですね、人の財布から手を突っ込むと、取っていくというような形ですね、言い方悪いですけども。やっぱりこういう姿勢はですね、南丹市の優しい、いわゆる行政のあり方ということを使うならばですね、やはり、それはきちっと丁寧な対応をしていくべきだということが必要か

というふうに思います。その点いかがということでございます。

それと、ごみ行政でございますけれども、京都府の対応を待ってということであるわけなんですけれども、もうすでに後期の3ヵ月にわたる試験で前期の分で1回のね、自主目標を達成できてないわけですね。これは市長としてどのようにお考えなのかね。後期の方が、まだ、きちっと発表されておられませんので、あれですけれども、前期で1回はクリアできなかったということがあるんですけれどもね。この1回のクリアできなかったことをどのように認識されているのか、再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

それと、先ほど説明ありました21年3月までが、カンポとの契約なんだということでもあります。21年4月以降は未定であるというようなことなんですけれども、これはちょっとね、未定というのか、だいたいの方向性とかの説明がね、もう半年近くでその期限が来るわけですけどもね。一定の方向性辺りはちょっと示していただいでですね、行く必要があるんじゃないかというふうに思います。そうでないと無責任な感じもいたしますので、ひとつ、その点をよろしくお願ひしたいということです。その辺りの答弁もよろしくお願ひします。

それと、地域振興、周辺部の振興でございますけれども、一般的なご説明であったように思うんですけれども、私、今、申し上げましたように各、今、あります周辺部の小学校ですね、やはり、これの生徒数の増加を図っていくということをいちばんのターゲットとしてですね、やはり、それに向けて地域振興をどうしていくかというような観点の取り組みというのがね、必要ではないかというふうに、今、必要ではないかと思ひます。この時期を失ってしまったらですね、なかなかもう、いわゆる過疎化の進行は歯止めがかからないというような状況だというように、僕は認識しておるわけなんですけれども。例えば、そういうことなんです。その表れとしてですね、西本梅地域と摩気地域でですね、幼稚園が合併直前にですね、統廃合されまして、そして、合併になってから廃園になりました。それからあとですね、本来は住みたいという方がですね、幼稚園もないような所にやね、住めないということで転出された方があるんですね。そういうことが大きく影響しているということなんですよね。ですから、幼稚園があり、小学校があるということが、やっぱり地域でやね、暮らしていく一つの大きな条件でありますのでね。行政はそういうところも深く考えられてですね、いわゆる適正化ばかりではなくて、やはり地域振興という点も含めましてね、そういったことを考えていく必要があるんじゃないかということをお願ひするわけですけども、再度、小学校を強調した、そんな存続を強調した市振興、周辺部振興について、市長のお考えを再度伺っておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは答弁をいたします。

まず、国民健康保険の件につきまして、再質問をいただいております。

制度改正につきましては、すでに広報なんたん等でお知らせをいたしたわけでございますけれども、今後とも、今週末のお知らせ版でも税率等につきまして、ご説明をご報告をさせていただく予定にいたしております。また、ただいまのご指摘の中でこういう制度について、もっともっと説明すべきやないかというご意見でございます。これは一般的に申しまして、いろいろな手段を講じまして、行政についての情報について、これからも分かりやすく、また住民の皆さん、市民の皆さん方に周知をし、ご理解をいただく努力っていうのは、たいへん肝心なことだというふうに考えております。こういった点も踏まえまして、今後ともそういう方向で努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

また、天引きにつきましてのご質問を再度いただいております。

このことにつきましては、先ほど申しましたとおりでございますけれども、今、その年金から天引きをするというのは、本当に私自身もこれでいいのかなという思いがあることは事実でございます。しかしながら、先ほど申しましたように、税というものの義務負担、こういうような問題につきまして根本的な論点で検討しなければ、この問題というのは解決できないというふうに思っております。そういった点で、私もこの点につきましては注視していかなければならない、いうふうには思っておりますが、現状の中で、やはり総合的に考えた場合には、この制度の継続をしていかなければ致し方ないというふうな思いをいたしておるところでございます。

次に、カンポリサイクルプラザの件につきまして、ご質問をいただいております。

自主目標について、1回超えたじゃないかということでございます。このことは十分問題であるというふうに思っておりますし、このことについて十分な説明を企業の方でしていただいておりますということをもう一度、再確認しなければならないということでございますけれども、ただ、これは京都府によって専門家会議が開催されまして検討され、この状況につきまして評価されるという部分もでございます。許可権限というのは京都府が持っておられるわけでございます。こういったなかで十分その辺の状況につきましても専門家会議を開催されまして、試験結果及び改善計画の評価が行われるということでございますので、この動きを見守りたい、いうふうに考えておるところでございます。

なお、今後の委託先についてでございますが、これは船井郡衛生管理組合、ここが委託をしておるわけでございます。ここによって、今、検討を続けられている状況だと認識をいたしておるところでございます。

次に、周辺部振興に関しまして、学校存続を第一に考えてということでございますけれども、当然、子どもの数というのはそれぞれの地域で確保することは重大でございます。こういったなかでの地域振興が図られるということは、論を待たないわけでございますけれども、やはり、それを含めまして地域振興にとって、どのような手段があるの

か、これはそれぞれの地域の状況に応じて対応を考える。そして、その動きに対し、私どももともに努力をしていく。基本的にその考え方の上で考えていったらいいんじゃないか、いうふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁がありました。

○議員（大西 一三君） 終わります。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、大西一三議員の質問が終わりました。

次に14番、森嘉三議員の発言を許します。

森議員。

○議員（森 嘉三君） おはようございます。

丹政クラブに所属しております森嘉三でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、はじめに平成20年度もいよいよ本格的に稼働をしはじめました。当初予算の一般会計は、昨年度の当初予算額の233億よりも6.8%減の約15億円の削減で、218億円の予算額となっております。そのなかで歳出のうち、借金の返済である公債費が42億円という誠に厳しい財政状況であり、問題として抱えている債務を少しでも軽減するための施策、また財源の確保に向けた収入の増加につながるような取り組みになればと思い、質問をさせていただきます。併せて、個人的なことで恐縮ですが、先ごろ兄を亡くしまして、皆様方にはいろいろお世話になりました。最後のお別れをする場所を園部町の火葬場ですが、現在の状況でいいのかと強く感じをいたしました。また多くの人からもいろいろと、私だけの意見でなく、いろんな人から聞きますといろいろな課題があります。南丹市の火葬場のあり方についての質問を続けてさせていただきます。

まず、最初の質問は南丹市の所有地の有効な処理と活用についてですが、この問題については、これまでも何度か質問をさせていただいたことがございます。市長からも早急に取り組んでという答弁をいただいたことも事実でございます。一向にその後、状況が進展したとは思いませんので、今回は旧町ごとのそれぞれの主なケースを上げて、質問をさせていただきたいと思っております。

これまでの質問は、旧園部町の土地開発公社の質問をさせていただいたのですが、今回、私の調べた範囲では一般会計分、土地取得特別会計分を合わせて、園部町分がおよそ14億7,000万円、八木町分が11億3,000万、日吉町が10億6,000万、美山町分が約1億円と、これまでは園部だけが多いように、あるように私も感じておりましたし、そう思っておりましたが、八木・日吉においても、それぞれ多くの債務負担残額が残っております。それを合わせますと総額が約37億円であると、先日の新聞にでも出ました37億円ということになっております。そのうち、内訳を見ますと何と支払金利が、支払利子が8億6,000万もあるということが分かりました。合併協定の中で基金、また債務も新市へ引き継ぐことになっていたようですが、その債務が南

丹市の財政を大きく圧迫していることも事実であります。旧園部町分はこれまでも質問させていただきました平成台の問題でございます。平成台は分割した住宅地が2,600坪、平米で言いますと8,764㎡でございます。それから国の出先機関を誘致するというので約2,000坪、6,853㎡が残っております。これが大きく残っておりまして、処分がなかなか難しいのでございます。園部につきましては、私も園部でございますので徐々に解決していくように努力したい、協力したいとは思っております。ただ、ほかの3町につきましては、私も認識不足ではっきり分かりませんでした。具体例をあげますと、八木町の都市計画街路事業として資料を見ますと、昭和60年、昭和です。昭和60年から61年にかけて八木嶋北広瀬線、八木環状線の道路用地の代替地として、そして、八木駅西土地区画整理事業にかかる施設用地などで、合わせて2万1,000㎡、用地費として約7億円が債務負担になり、取得されております。現在の支払利子が約、現在2億円払っております。総額で9億円あまりの残高となっております。平米あたりに換算しますと約15万円、15万円ぐらいに現在は原価がついております。また八木町では井ノ尻団地の移転用地として約3,000㎡、1,000坪ぐらいです。用地費が1億6,000万、利子が2,000万、総額1億8,000万、平米あたりにすると約20万ついております。そのほかにも屋賀寺とか、旭町に1,700万円、金利が440万円ついておりますが、そういう土地が残っております。続きまして、日吉町。日吉町も平成4年度ですので、16年ほど経過しております。工場用地取得事業として胡麻地内に約4万㎡、木住地内に約2万6,000㎡、合わせまして用地費が7億5,000万円、支払利息はこれを見ますと、木住の方が1億748万8,000円、胡麻の方が1億9,300万円の金利負担になっております、金利になっております。合計合わせますと、おおかた約3億ほどの金利を払っております。それが合計しますと、約10億ほどの残高となっております。木住の山林でございますが、下から見ますと、道端にはいい橋が架かっておりますが、上は何もできておりません、山です。ただの山です。それが土地代は約、割りますと3万円ほどになります。胡麻は工場用地として現在、あるんですけれども、それが8万7,000円になります。それから木住の土地についたところで中学校の上に山林があります。これも大きな財源の一つになっておると思います。これは公社の問題ではないと思いますが、体験の森ということで放置してある。放置してあるのか、体験の森ということになっておりますが。私も視察に行きましたが、到底体験の森ができるようないろいろの施策はできてないというふうに思っています。これも合わせましての解決をお願いしたいと思います。また美山町においても住宅用地1,850㎡、高齢者いきがいセンター用地として7,890㎡があります。用地費は8,000万円を支払利子が2,000万でございます。ほかの町に比べたら少ないという意見もありましたが、これは決して小さいから、大きいからという問題ではなくて、1億でも2,000万の金利がいるということを自覚してほしいと思います。それを平米あたりに換算しますと、住宅用地は7万4,000円つきます。

センター用地は2万3,000円になります。それぞれ対応について、園部町では検討はされてきたようですが、現在の状況は具体的な進捗が見られないように思います。これまで園部町で苦勞いただいてきたように、早急に何らかの対応についての方向を決定し、年度、また期限を区切って、計画的に対応をしていくことが南丹市の財政にとっても、今後の財政の見通し、また財政計画が立てやすいのではないかと思います。幸い現在の南丹市の理事者には旧町の理事者の皆さんが残っていただいております。これは緩やかな合併のためという大前提がついた理事者だと思います。旧町のことを今の立場で責任をとってくださいますとは言いません。ただ、現在そういうふうな状態になっておるといことがたいへんなことでありまして、今後どう解決したらよいかということ協力的に一緒にやっていただきたいと思います。まず、先頭に立ってやっていただきたいと思いますのが私の願いであります。旧町からの課題でありますので、南丹市としてはどう対応していくのかということ、現在はすべて市長の責任があると私は思っております。市長のお考えをお聞かせいただきたい。ご答弁のほどをよろしくお願いいたします。南丹市の財政健全化に向けても、公債費の削減というのは大きな問題ですので、少しでも債務が減ることを祈りまして、私の質問とさせていただきます。

第1質問のときに皆さんの前で、壇上で説明をしてほしいんですけども、時間の都合上、第2の質問に回させていただきます。

続いて、南丹市の火葬場のあり方について、質問をさせていただきます。

南丹市では園部町に1カ所、3基、美山町の1カ所、1基、2カ所の4基の火葬施設があります。この間、視察に行きましたんで美山町の方も現状を見てまいりました。どちらも手狭で、待ち合う場所もなく、施設としても老朽化しているのが現状です。冒頭に申し上げましたように、人として最期に送られる神聖な場が火葬場だと思いますし、私たちも尊厳をもってお別れの式を行うべきだと思います。その最期に送ります場が現状のような施設では、何とも情けなく、ただ火葬ができればいいのだというような錯覚に陥ります。そんな歪んだ見方をしてしまいますし、利用された方々が何とかならないものかと言われておりますのも現状でございます。旧町時には園部町で、私の聞きますところによりますと、議会でも何度も質問が出され、管理運営をしている船井郡衛生管理組合の議会でも協議がされ、一時は園部町内の別の場所に移転する計画までできて、土地の所有者とも話がされ、施設の概要図まで描かれていたということも聞き及んでおります。現在はどうなっているのかは知る好もないということでございます。そのなかで5基程度の焼却施設、待合室、休憩所、また最期の見送りの簡易な儀式ができるようなスペース、そして、駐車場も考えられていたように聞いております。このほど新たな中部広域圏の振興計画も作成されたようですし、ごみ処理問題など環境問題全体と併せて、2市1町で広域的に必要な施設として位置づけも検討は可能ではないかと思いますし、先に質問をしました。残っている利用可能な市有地の有効利用も考えられるのではないかと思います。それと、先ごろ利用させていただいたときに、係員の方には本当に

丁寧に対応をしていただき感謝はいたしております。ただ、服装が作業服でありまして、質問しますと、現在の場所では、火葬作業で正装では服が埃でどうにもならないというようなことも聞いております。黒い服が着られないような場所やということを立証されておるようなわけでございます。作業服が悪いと言っているのではありませんが、厳かに最期のお別れの式をしていただき、説明などをしていただくには、できれば正装していただいで対応していただければ、ということがありがたいですし、そんなきれいで近代的な施設ができればと思っております。財政事情が厳しいなかではありますが、火葬場というのは永久的に必要な、私たちにとっては大切な施設だと思っておりますので、計画的に予算を確保し、できるだけ早期に、新たな施設の建設に向けて再度取り組みを進めていくべきだと思います。市長のお考えをお伺いして、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは森嘉三議員のご質問にお答えをいたします。

まず、南丹市の所有しております土地、有効活用、また早期の対応ということにつきまして、ご質問をいただきました。

基本的に土地開発公社により先行取得いたしました土地につきましては、事業ごとに精査をし、当初の事業目的を達成する見込みのないものについては抜本的に見直し、用途変更等を行い実施するというにいたしておるわけでございます。ご質問いただきましたように、長期にわたる、そのままになっておる土地があり、そこで利息を含むと、生んでくるというふうな状況があるわけでございます。こういったなかで、現在の処分価格につきましては取得価格、また利息を含み、大きく下回るというふうなことでございますので、差額は市が身出しをして、公社に償還しなければならないというのも実態でございますし、財源につきまして、たいへん厳しい状況にあるわけでございますけれども、合併後3年間にわたる交付される合併の特例に伴う特別交付金、約7億を見込んでおりますけれども、債務負担であります土地開発公社の土地の買戻しにあてることを目的として、積み立てておるところでございます。当然、未利用で、また今後も利活用する見込みのない普通財産を処分し、この土地開発基金に積み立てて、それを取り崩していく、こういった方途で解消していかなければならないというふうに考えておるところでございます。たいへん議員ご指摘のとおり、財政を取り巻く、今の状況の中でこの土地の処分、早急に進めなければならないというのは、まさに喫緊の課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。この解消に向けては、当然、先ほど副市長、参与、理事者一丸となり、また職員ともども努力を続けていかなければならないという決意をいたしておるところでございます。旧町別にそれぞれのご指摘をいただきましたが、平成台、この土地分譲を目的とした土地につきましては、残り14区画となっております。現在は京都府宅地建物取引業協会との協定を結びまして、業者の方、

会員業者の方に紹介を行っていただいております。問い合わせ件数も増加しております現状にあるわけでございます。また、ご指摘をいただきました大区画と言われます、いわゆる町内でございます国の出先機関を集積するということで、それぞれの機関をお願いをしておるわけでございますけれども、たいへん長期になっております。こういったなかで、私も早期にこの方向性を見出す努力を、今、いたしておるところでございます。当然、こういう方向性をもって誘致を行っておるわけでございますので、出先機関に対してお願いをしておるわけでございますけれども、あまりにも長期にわたることになりますと、当然、その可能性についてあるのか、ないのかということを確認にさせていただかなければならない。それによって、もしそういうことが叶わないというふうな方向が出てきましたら、これは用途の変更も含めて、対応していかなければならない、いうふうに考えておるところでございます。また八木町内の土地計画用地の取得事業につきましては、事業の事業化の遅れがございまして長期保有ということになっております。今後、土地区画整理事業をはじめとする各種の事業の立ち上げを促進することにより、解決を図っていかなければならないと思っておりますし、先ほどございました井ノ尻団地等の土地につきましても、様々な活用を行うというふうな方途でも努力をいたしておりますが、また売却処分につきましても努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。また日吉町の工場用地につきましては、木住地、まさにご指摘のありましたように、現状は山林の状態になっております。当然、現状のまま販売できることも、用途変更や、また区画の問題、考慮しながら早期解決に努力をしていかなければならないと思っております。また東胡麻の工場用地につきましては、企業誘致の中で販売促進を図っているところでございますけれども、現在、引き合いはない状況にあります。用途変更、また価格面も考慮しながら、早期解決を図っていかなければならないというふうに思っております。美山町につきましても、先ほどご指摘のいただきました額としては少ないということでございますが、当然、公費を使っておるわけでございますし、金利の負担もあるわけでございます。それぞれの土地につきましても、購入等打診を行っておるのも事実でございます。そういったなかでの条件整備を早期に進めなければならぬ、いうふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、ご質問いただきましたように、たいへん当南丹市にとりまして、この問題というのは重大な問題私は受け止めております。こういったなかで当然、早期のこの問題の解消のために、様々な努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。法的な問題もあります。また財政的な問題もございまして、こういうふうなことをトータルに考えながら、早期に解決するために市役所総力をあげて努力をしてまいりたい決意でございます。どうぞ、今後とものご指導とともに、ご支援やご協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、火葬場についてのご質問がございました。

船井郡衛生管理組合が管理しております園部町内における火葬場につきましては、議

員のご質問の中でもございましたけれども、合併以前に船井郡衛生管理組合議会におきまして、火葬処理委員会で審議をされまして、平成15年度に新設移転の基本設計を行ったところでございますけれども、構成町合併に伴い中断をしたというのが実態でございます。平成18年の組合議会、し尿ごみ等常任委員会におきまして、この課題につきまして意見が出ております。このなかでも議員ご指摘のように、火葬炉をはじめとした設備は老朽化しております。また炉の前で告別や集骨を行わざるを得ない現状というのは、最期のお別れの場として相応しい環境ではないということでもありますし、また先ほど申しました基本計画の候補地につきましては、交通安全対策上、また進入道路などの問題、そういうふうな様々な問題がありまして、この場所につきましては再検討が望ましい、いうご意見が出ております。こういったなかで、こういうことも踏まえながら、先ほどのご質問でもいただきましたが、厳しい財政状況ではございますけれども、広域化を含めたなかで遊休土地の活用も含め、また次世代に過重な負担とならないように、恒久的な観点に立ちまして、早急にこの課題については検討をしなければならないと、私自身も思っております。実態といたしまして様々な課題があるわけでございます。議員ご指摘のいただきましたように、一日も早い改善というのは、特に利用されておる方からもお聞きしておるのも事実でございます。こういった観点に立って、私どもも衛生管理組合の中で努力をしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁がありました。

森議員。

○議員（森 嘉三君） 市長からはそれぞれお答えをいただきまして、全体的なことは一定、理解できたようなことでございます。

土地有効活用とか土地につきましては、一番地元の近い良く知った関係した人が土地のことにつきますと分かりやすいと。学者でも何でも、何ぼ偉い人でも出てきても、土地のことはなかなか分かりにくいというようなことが現状でございます。それですので、その各町にあります土地の有効活用につきまして、旧町からの経過や、どんな課題であったのかもありますし、今後の参考として旧八木町、日吉町、美山町、現在、副市長の岸上副市長、仲村副市長、そして中島参与、そしてそれぞれの案件につきまして、どう捉えられているのか。そして日吉の浅野参与、八木の國府参与さん、これからも協力的にやっていただきたいと思っておりますので、ご意見を一人ずつ聞きたいと思っております。

市長から今の答弁によりまして、あんまり難しいことも言うてもらわなくても結構でございますけれども、個人的にいろいろ今日までの考えがあると思っておりますので、一人ずつお聞かせいただいたらうれしいかと思っております。

○議長（吉田 繁治君） 今、森議員からそういうご指名がありましたので、順次答弁をお願いしたいと思います。

まず、岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） それでは私の方から八木の問題だけではなくして、それぞれに。結構ですか。私も偏った答えを出すといけませんので、それぞれの地域の分は処理をしていくということは大前提であります。市長の方からご答弁をいただきましたとおりでありまして、國府参与も登場いただくそうですので、私があんまり深く入るとあれですが。

ご指摘ありましたとおり、一つは市内の活性化をするために、バブルの時代に街路事業を、道路を通そうということで八木の街中、真ん中をズドンと通る道やら、八木嶋、北広瀬が市街地になってますので、これにかかわる道路が予定をされておりました、地元説明も事実入ったところでもあります。昭和60年というんですから、かなり早くに予定がされておったと。それが時代がどんどん変わってきまして、今、新しく夢おおい橋が架かりまして、これが夢かなえ橋と大井橋とがつながりまして、新しい道路ができるわけですが、この辺りにも土地はあるわけですが、市街地の土地ということで、できるだけ早くやっていかなきゃなりませんけれども、地元説明も、やはりこれは止めるというなら止めるという方向で話をしていかなきゃならない、こんな課題がございますので、早く処理をしなければいけないということで、その辺りも着手していかなきゃならないだろうなというふうに思っております。

井ノ尻団地につきましては、井ノ尻の移転、京都府の日吉ダムの関係で大きく移転をしたわけですが、その残地が残っておる状況でございます、できますれば近くにも介護施設等もございますし、その辺りで利用ができればなというふうに思ったりもいたしております。

それから、もう一つは地域改善対策で取得した分がございまして、これにつきましては合併の前に競売と言いますか、公募いたしまして、かけまして、ほとんど処理ができて、あと2筆残っておるというのが現状でございます、これは早くしなきゃならないというふうに思っております。

現状そのようなところでございまして、金利も議員、不動産専門でございまして、金利のかさむようなことやったら民間やったら、とっくにつぶれとるというように厳しく聞いておるところでございまして、そのとおりでございまして、できるだけ有効利用できるように早くしていきたいなど、市長の答弁のとおりでございまして、思っておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 仲村副市長。

○副市長（仲村 脩君） 森議員からのご質問でございまして、前にも一度、同様のですね、ご質問があり、日吉町等の経過については、ご説明申し上げたというふうに思っておりますが、今、それぞれご指摘をいただきました土地が残っておるわけでございます。これらの土地につきましては、今、工場用地ということでですね、京都府の企業立地担当ともですね、こういったパンフレットを作りまして、企業ですね、買い求めをして

おるところでございますが、なかなかこういった時代背景の中です、実際に進んでいないというのが現状でございます。合併前の話をさせていただきますと、このほかにも当時バブルの時代に計画をしてですね、購入した土地が約20億あまりあったわけがありますけれども、そういった計画が崩れるなかです、一定、整理できるものにつきましては整理をしてきたというのが実態でございます、これら残っております分につきましては非常にですね、処分が難しいというなかで、買い戻し等も含めて検討してきた経過もございます。これからのこの南丹市全体の中で、先ほどもお話がございましたけれども、有効利用等があるならば、そういったものも含めながらですね、今後、検討を早急にして金利の負担をですね、軽減してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、各参与、答弁をお願いします。

まず、中島参与。

○参与（中島 三夫君） お答えを申し上げたいと思います。

私も旧町の町長として、このことには責任をもたなければならない立場でありますし、引き続き、議員ご指摘のようにこうした旧町からの引継事項については参与としても、やはりしっかり責任をもっていかなきゃいかんと、こういう自覚をしておるということはお案内のとおりでございます。

ご指摘がございましたように、美山町内につきましては2件の物件がございます。一つは美山町島にございまして、旧民家を含みまして、宅地・原野・山林等でございます。平成7年の3月に高齢者の憩いと生きがいをづくりの拠点施設として購入したものでございます。初期の目的に沿って活用をずっと検討してまいったわけでございますが、住居の構造上の課題などから具現化できなかったということになっております。これまで美山町と連携をしておりました社団法人のアジア協会さん、これは都市と農村、あるいは国際交流ということをいろいろ手がけていただいた団体でありますけれども、平成13年の3月から、このアジア協会に貸与をしておりました。しかし、その後、平成16年10月から佛教大学さんと美山町が教育とか福祉、文化の振興発展というようなことで包括的連携協定を結びました。その後、平成18年には南丹市と、この協定を継続したわけでございますが、現在、美山の産官学公連携協議会というものを一緒に立ち上げまして、いろいろご指導いただいたり、一緒に活動をしておるわけでございますが、この佛教大学さんの美山寮として、今、利用をいただいております。今、利用をいただいております関係で、何とか佛教大学さんに購入をして使ってもらえないだろうか、こういう打診をしておりまして、佛教大学さんも、今、記念事業に取り組んでおられますので、この辺を詰めていきたいなとこういう思いでおるわけでございます。

もう一つにつきましては、美山町北という集落、ご案内のとおりかやぶきの里の近くでございます。この件につきましては、やはり先ほどもいろいろ議員から出ております

ように、美山町での定住を希望される皆さん方に住宅用地として提供していこうと、こういうことで取り組んで、第3セクターであります美山ふるさと株式会社に、この販売委託をいたしまして取り組んできたわけでございますけれども、やはり今、この中間山地と言いますか、山村にお住みになる方がだんだんと鈍化しておる状況でございます、現在販売に至ってないわけでございます。しかし、今、知井の振興会を中心に何とか学校存続をしていかなきゃならんということで、定住者、いわゆるIターン、こういうのを地域ぐるみで取り組んでいただいております。従いまして、この振興会、さらにまた地域、そして会社、我々支所、こういうものが一体になりまして、この販売について努力をしまいたいと思うわけであります。

二つの物件で共通して言えますことは、ただいまご質問でもありましたし、また市長が答弁をいたしたところでございますけれども、処分できる価格、いわゆる販売想定価格、それと取得価格プラス利息であります。この付加ということになるわけですが、これとの差がたいへん大きくございます。議員ご指摘のように、この付加が約1億円になっております。我々が想定いたしますと、約半分ぐらいの対価になるのではないかと、こういうことに私は予想しております。そういう価格をもって、やはり販売するとか、処分するとかいうことをこちらがしっかり決めなければ、ただ、付加で販売しようというのはたいへん無理でありますし、実現不可能であります。その辺をしっかりとこちらで、あるいは全体的に市長以下、先ほどありましたように理事者で、この価格決定をして、そして、その努力をしていくという目標をしっかりと持って、販売努力をしていくということが大事だろうと思っております。そうしたことで、この半分の損金については、やっぱり財源の手当てをしていかならんということになるわけであります。先ほど財源の一部ご紹介がございましたけれども、この辺の財源でいけるのかどうか、あるいはその財源に頼らず、物件だけでやっていくのかどうか、この辺は全体的な話になろうと思っておりますけれども、私どもとしてはそういう気持ちで、しっかり想定価格が決まれば、さらにいっそう販売努力を続けてまいりたいとこのように思っております。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（吉田 繁治君） 続きます、國府八木支所参与。

○参与（國府 正典君） 八木管内のことにつきましては、先ほど岸上副市長さんの方からございましたが、もう少し詳しくご報告を申し上げたいと思っておりますが、まず、ご指摘がございました都市計画道路、八木嶋北広瀬線でございます。夢おおい橋から先日夢かなえ橋ということで、二つの橋を結ぶ路線でございますが、ご承知のようにこの路線、当初、町営で都市計画道路として出発をいたしました、京都府の国道477号の西田大藪道路ということで、今、府の事業として取り組みをいただいております。そんななかで、まだ未買収の部分がございまして、今、まさに取得をいたしました土地を含めて、代替交渉を京都府とともに進めておるところでございます。いずれ道路改修に向けて、さらに努力をするなかで、解決をしまいたいというふうに考えて

おるところでございます。

また、もう1路線の八木環状線につきましては、これは夢おい橋から南丹病院の第2病棟、そして、旧本郷地域を環状する道路でございますが、この道路につきましても、たいへん古くから取り組みをいたしておったところでございますが、この20年度の中で八木環状線につきましても、何とか国の街路事業の事業認可を得ながら、平成21年度には事業化を図ってまいりたい。そして、この事業化を図ることによりまして、八木駅西地区の区画整理にもつないでまいりたいというふうに思っておるところでございます。これらの事業を絡ますことによりまして、代替地等の解消に向けて、さらに進展を図ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また桂川改修事業に伴いまして、30数戸の集団移転を行いました井ノ尻団地の残地でございますが、当初、土地収用法によりまして1.5倍の面積を有することはできません。そうした意味でかなり、そうした見込みをもった用地取得をしてきたところでございますが、最終的に20数戸というようなことで確定をいたしまして、残地が生じました。そんななかではございましたが、一方では桂川中流域下水道の中継ポンプ場が必要になってきておりまして、そんななかで、少しはそうした土地に売却させていただいたところがございますが、なおなお、3,000㎡あまりが残っておるところでございます。

先ほどもございましたように、介護老健施設等の施設、また社協の八木支所のデイサービスセンター等々の施設もございまして、現在、国道477号の未供用の部分に、ご承知のように、たいへん多くの車が駐車をせざるを得ない状況になっておるところでございます。この道路が開通いたしますと、当然、駐車場が必要になってくるところがございます。今、そうした駐車場の用地をそうした施設に対しまして、今日までも少し打診をしてきたところがございますが、さらに具体的にこの道路の進展に併せまして、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、八木管内につきまして、ご報告をさせていただいたところでございます。八木支所におらしてもらおう者といたしまして、さらに今後、最大の努力をはらってまいりたいという決意を述べまして、ご答弁にさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、浅野日吉支所参与。

○参与（浅野 敏昭君） それでは、森嘉三議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず日吉町におきましては、先ほどありましたように平成3年、また平成4年の土地の取得でございますが、かなり年月が経ったということで平成11年ではありますが、債務負担行為対策プロジェクト推進本部というものを立ち上げまして、私、本部長という任務を経たわけです。その推進本部につきましては当然と言いますか、役場の主な課全部がそこに入りまして、横の連携を密にしながら、営業活動も併せてやるということで本部をつくらせていただきました。そして、また日吉町議会の方ですね、日吉町議会

工場用地問題特別委員会いうものを設置していただきまして、ここにおられます議長さん、また仲村議員さんも、その委員としてご活躍をいただいたわけであります。その後、合併という問題が起こってきまして、この塩漬け土地を合併に、と言いますか、新市に持ち込んではいけないということで、鋭意18年まで、この特別委員会、また推進本部でいろいろ議論をしてまいりました。その結果はですね、先ほど市長さんなり、仲村副市長さんからありましたように、工場用地、また住宅用地として取得したわけですが、やはりこれを早期に処分するにはですね、地域に迷惑がかからないと言いますか、用途変更も止む無しで合併にいかうじゃないかというふうに、結論を導いていただいていたわけですが、残念ながら、そのことが成就せずに新市に持ってきてしまったわけですが、力不足だったかなというのは残念に思っておりますが、いずれにしても、平成3年、4年という、そういう昔の用地の取得時期でございますが、今、それぞれ職にあるものにつきましてはですね、これをいかに早く処分するかという、自分のこととして取り組まなければならないということを、今までの経過から思っておりますし、先ほど市長さんからありましたように、今後、南丹市におきましてもですね、この解決にまい進していくというご答弁がございました。私の少し、先ほどから申し上げてますように、やはり債務負担の期間の延長のときに議員さんたちと議論を喧々諤々やるんじゃないかと、常に議員さんとの連携、そして、市の方もですね、私は総務の管財係とか、そういうことではないと思っておりますけども、やはり横の連携をしながら、いわゆる取得される方への優遇税制とかいう、優遇措置とか、いろんなことがあつたりすると思えますので、そうした形の組織をですね、つくっていただき、早期解決に向っていただけたらというふうに思いますし、私も支所長として在籍している間はですね、このことに向って全身全霊努力していきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） それぞれ答弁がありました。

森議員。

○議員（森 嘉三君） 第一に感じましたのは、聞いて良かったなど。すべてが不良債権だと思っておりましたら、これは解決できるなという思いがいたしております。今後とも皆さんの協力、私たちも協力して、何とか一日も早く解決したいと思います。

それから、ちょっとシステムが分かりませんが、行政と一般の会社との違いは、これがなんで長いこと延びたかということになりますと、金利を上乗せして、元本に上乗せして書き換えしたら、金融機関が通るという問題がありまして、我々民間ではそういうことは絶対にありません。とりあえず1年も滞りますと、銀行の方からの追い込みがきつくて、そんなこと長いこと、20年も15年ももっておれるわけがないんです。それがありますので、当事者がとにかく金利を上乗せして、書き換えて通せということで、今日まで日が延びてきたんやと思います。ところが怖い話ですが、金融機関も今の状態があんまり景気が良いないし、具合が悪い。その書き換えというものが、いつまで通用

するかということが私も懸念をいたしておりますし、金融機関は必ずあると思います。これを2年なら2年で清算してくれというようなことが例えあったとしたら、これがどういうふうに解決できるかという問題もある。金融機関はなかなか待ったは言ってくれませんし、大蔵省がついてますし、向こうの方が大きいんで、南丹市が小さいんですので負けます。これ書き換えがいつまで続くかということ、係の人はいつペン銀行と相談しはったらよろしい。いつまで10年ぐらいまではこのままいけるかと、このシステムでいけるかということをして、その期間に合わせて、これは3年やと、5年やということになれば、それに合わせての解決を期間は考えなんだから、最後はたいへんなことになる。これは商売しまして借金して、今日まで苦勞してきた者やなかったら分からん思いがあります。この金利というものは本当に怖いものでございまして、雪だるまとかいろいろなことがありますけれども、元本に金利を乗せて、それで書き換えて通るのなら、私は何ぼでも借金をします、それは。せやけど。それがいつまでも続かんということ肝に銘じて考えていただいて、考えてもらわんと、私はどっか行き詰って、大きな問題が起きてくると思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、森嘉三議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時45分といたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（吉田 繁治君） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に11番、川勝儀昭議員の発言を許します。

川勝議員。

○議員（川勝 儀昭君） 議席番号11、活緑クラブ、川勝儀昭でございます。お昼になりますが、ご容赦をいただきたいと思っております。まず、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問に入ります。

まず、人権啓発の推進についてお伺いをいたします。人権啓発、人権教育について、昨年来、部落差別とも受け止められる落書き事件が南丹市内や亀岡市内において数件発生をいたしました。議会においても一定の説明があったところですが、その後の啓発推進についてお伺いいたします。

八木町においては三俣川農業水利権問題を部落差別の実態として捉まえ、行政課題としての位置づけのもと様々な事業に取り組んでまいりました。この地域は古くから三俣川水系の水利を受け農業を営んできました。しかし、当然、三俣川水系の水利を受けるべき位置にある北屋賀地区は、封建社会において形成された身分階層に基づく部落差別により、農村地域にありながら田畑を持たされず、小作を強いられ、このことから三俣

川の水利体系から除外され、主要な産業である農業から阻害されてきました。このような水利権のない実態の中で、水を求め、各所において井戸を掘り、子どもたちや高齢者までが跳ねつるべで地下水を汲み上げるといった過酷な作業を強いられてきました。その結果、教育、健康、産業の振興など、社会的、文化的、経済的にも不利益な状態におかれてきました。昭和39年、北屋賀地区より水利権のない実態こそ部落差別であるという自覚と認識により、八木町議会に水利権差別の撤廃と水源の確保を要旨とした請願書が提出されました。以降、この問題を放置してきたことは行政の責任であり、その解決を行政の責務として、かつ、この問題の解決を通じた同和問題の解決こそ国民的課題として取り組みがされてきました。昭和54年に京都府、亀岡市、八木町で組織する三俣川農業水利問題行政連絡協議会が発足され、本問題解決のための基本方針が策定され、昭和63年9月に府営三俣川地区ほ場整備事業が採択されました。そして、平成4年には三俣土地改良区が設立され、以降、諸対策事業が継続して実施されてまいりました。水源確保のための調整池や頭首工が完成し、ほ場整備事業としての面的工事も一定、完了し、今年度、八木町地内においては換地処分による登記事務も完了する予定であります。このことにより、水源の確保という課題については、一定の解決を見出せることとなります。しかしながら、このことはハード事業として解決しただけであり、真の部落差別の解消になるものではないと考えます。三俣川水利権問題を通して、長年の間、関係地区においては人権問題の研修を積み重ね、お互いの啓蒙、啓発に努め、部落差別に対する認識と自覚を深めてまいりました。八木町においては関係地区だけでなく、役場職員はもとより小学生からPTA、企業や各種団体等々にまで研修を重ねてきたところであります。そのような経過の中、ようやく今年の秋には竣工式が予定されているようにお聞きをいたしております。そんななかの関係地区内における差別落書きの事象が起こったところであります。地元関係者においては非常に残念であり、遺憾に思っているところであります。今回の事象により、今一度、再認識と再確認が必要と考えます。またJR八木駅、吉富駅においても差別落書きが数度にわたり発生をいたしました。行政として今回の事象を教訓として、今後の職員研修に活かしていきたいとこのことでありますが、今回の事象において職員研修をどのような形で実施されたのか。また各地区に委嘱されている人権推進委員さんや南丹市人権教育啓発推進協議会とのかかわり方、またジャトコに対する企業対応はどのようにされてきたのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、まちづくりの推進についてであります。南丹市内においては八木町、園部町において、市営事業であり、また組合営事業であり、それぞれ区画整理事業が進められています。そのなかで今回、吉富駅西区画整理事業について、お伺いいたします。

地元住民自らの英断により、組合組織を立ち上げられ、まちづくりの推進に取り組まれており、この事業に市としても、いっそうの協力と支援が必要であると考えます。市街化区域への用途変更も完了し、池ノ内地区のほ場整備事業と併せ、現在、板野川に改

修事業に取り組んでいただいているところであります。吉富駅西区画整理事業においては減歩率が高く、行政の支援なくしては成功しがたい事業であります。関連事業として板野川改修事業と併せて、府道竹井室河原線の付け替え改修事業という大きな課題があります。竹井室河原線においては一定の線引きはできたものの、地元合意と事業採択の見通しはどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、企業誘致による保留地処分、駅前広場の整備、吉富駅構内の自由通路の設置、上下水道の整備等々の行政支援が必要であります。住民自らが組合を立ち上げ、借入金をし、南丹市のまちづくりを進められようとしています。府道整備並びに市としての関連支援策について、市長の所見をお伺いします。

最後に、市内の道路整備についてお伺いします。

財政難の南丹市において、住民要望に十分応えることのできる道路整備は予算上、当然、厳しい状況にあるのは言うまでもありません。市道の新設事業において、毎年工事が進められてきた路線においても、予算上、20年度は工事がストップしている路線もあります。地域住民にとって日々利用する生活道路とは国道なのか、府道なのか、市道なのかの区別はありません。財政難により市の単費事業が厳しい状況であるなら、京都府や国に対し、なお、いっそうの要望が必要であると考えます。例えば、八木町地内、亀岡地内ではありますが、国道477号線の三俣地内の災害復旧も急務であります。この路線は、神吉地区や京都市の越畑地区の方々の唯一と言っていい生活道路であります。通学・通園道路でもあり、南丹市が補助金を出しているバスの路線でもあります。そのほか、府道郷ノ口室河原線もいち早く完成させなければなりませんし、府道亀岡園部線の八木大堰橋東詰めの交差点付近の改修も急務であります。同路線においては船枝地区までも連結しなければなりません。また府道吉富八木線においては、歩道の整備も早く完了しなければならぬ路線でもあります。府道竹井室河原線においては、先ほどの質問のとおりであります。市内においては、こういった課題のある路線がほかにも多くあると思います。当然、現在もこういった要望活動はしていただいていると思いますが、市の財政上、市道整備が困難な状況であるなら、なお、いっそうの努力が必要であると考えます。そして、このことは財政難であるときこそ、理事者としての行政手腕が問われることでもあると思われませんが、市長の所見をお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、川勝儀昭議員のご質問にお答えをいたします。

まず、人権問題につきましてのご質問をいただきました。ご質問の中にありました三俣川の農業水利権問題、これに向けての、ご関係の皆様方の今日までの長年にわたります多大なご尽力や、また、ご労苦に対しましては改めて敬意を表する次第でございます。また、このたび、一定の整備が完了しようとしておる、このことにつきましては私自身

もたいへん嬉しく存じておるところでございます。また差別的な落書きが発生したというこの事実、南丹市といたしましても、人権啓発推進というのは重要な市の課題であるという思いの中で、一連の事象につきましては、たいへん遺憾に存じておるところでございます。また、こういったなかで、その対応につきましても人権教育啓発推進協議会の皆様方とともに勉強しながら、市民一人おひとりが差別を絶対に許さないという共通認識を深めていただくということを目的に、啓発ビラを作成、全戸配布いたしましたところでございますし、また企業におきましても、企業等における研修の機会を設け、担当者にお集まりをいただき、研修会を実施いたしましたところでございます。もちろん職員研修、これは、私は1回やったからええわというようなことではないと思います。やはり、このことを十分に踏まえ、これからも積み重ねていく努力は必要であるというふうに考えておるところでございます。こういったなかで南丹市人権教育啓発推進計画、19年度末に作成をいたしました。人権が尊重される社会の実現に向けて、この人権教育啓発につきまして施策を進めてまいりたいというふうに考えております。もちろん、このことは市当局だけでできることではございません。今後、人権教育啓発推進協議会の皆様方との連携の下に、関係団体や各市民の皆様方と、その人権研修の輪を活用できるように努力をしていきたいというふうに考えております。また、そういったなかで人権啓発推進計画の概要版を作成し、4月に全戸配布をさせていただきました。これからも、主任児童教育推進委員さんを委嘱するなかで、地域における研修会を引っ張っていただくリーダーとしての養成も行っておるところでございますけれども、これからも、さらなる取り組みを行っていききたい、このように考えておるところでございます。また個別の事象、今後とも発生いたしましたら、法務局や人権擁護委員さんとの連携の下に、この相談の充実も図られるよう努力をしていききたい、このように考えておるところでございます。いずれにいたしましても人権の問題、このことを真摯に毎日頃より積み重ねていくことが人権擁護、また啓発や教育の推進につながることでありたいというふうに思っております。市民の皆様方とともに取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、吉富駅周辺の区画整理事業につきましてのご質問をいただきました。

組合の皆様方のそれぞれの組合員の皆さん方、結集いただいておりますご熱意を、結集いただいたなかで事業実施をご決断いただいたわけでございます。こういったなかで、第5回京都府南部線引き見直しにおきまして、平成19年11月13日に市街化区域への編入、並びに用途地域の指定の決定が行われたところでございます。本事業の現状でございますけれども、基幹道路となります府道竹井室河原線につきましては、京都府におきまして国道9号、またJR線をまたぐ立体交差計画での、一定の方向性をお示しをいただいたところでございます。こういったなかで、本土地区画整理事業との整合を図る上においても事業実施に向けた計画を、今、要望をいたしておるところでございます。また準用河川の板野川、既存の府道竹井室河原線にかかる公共施設管理者負担金の協議に

向けた境界確定等、一応、一定の完了をいたしております。市としての支援につきましては、国庫補助事業の導入に向けた都市再生整備計画の策定中でございます。公共施設の補助事業につきましては京都府との協議を進めながら、確定をさせていただき、事業費の軽減に向けて支援をしていきたい、このように考えておるところでございますし、さらに今年度におきまして、この事業の事業認可に向けて準備を進めて取り組んでおるところでございます。今後、保留地の処分につきましては、企業誘致等を図っていかねればなりません。京都市町村企業誘致連絡協議会等、それぞれの関係団体とも連携を図りながら、地元の組合の皆様方とともに努力をいたしていきたい、このように考えておるところでございますので、どうぞ、ご理解やご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

次に、道路整備につきましては議員ご指摘のとおり、この南丹市における道路整備っていうのはたいへん重要な課題であります。道路財源の問題につきましても、本議会におきましても、たいへんなお力添えを賜っておるところでございます。たいへんこのことにつきましても感謝を申し上げる次第でございます。そういったなかにおきまして、この道路整備につきましては、当然、要望活動、これは国・府につきましてもできる限りの努力をいたしておるのが実態でございます。そういったなかで、今後とも、この整備促進につきましては全力をあげて取り組んでいく、よりいっそうの努力をしてまいる所存でございます。よろしくご理解とともにご協力をお願いいたしたいというふう存じておる次第でございます。

また、ご質問の中にごございました国道477号線、八木町の神吉地区へ八木町中心部から向います中間点でございます。これは亀岡地域にはあるわけでございますけれども、表層の崩壊がございまして、管理者でございます京都府が大型土のうによる応急措置をされているというのが現状でございます。こういったなかで復旧方法については、今、検討をさせていただいておまして、今年度中には復旧対応をするというようなことをお聞きいたしておるところでございます。こういった箇所、南丹市内におきましては、たいへん長い国道・府道・市道あるわけでございます。こういったなかで、限られた予算の中ではございますけれども、できる限りの努力をしていきたいと思っておりますし、国・府道につきましてもただいま申し上げましたように全力を尽くし、その整備促進や、また改良、また、こういったようながけ崩れ等の復旧につきましても、お願いを続けていきたい、このように考えております。どうぞ、議員各位、また市民の皆様方のご理解やご協力を賜りますように、お願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁がありました。

川勝議員。

○議員（川勝 儀昭君） それぞれご答弁をいただきましたが、順序逆になりますが、まず道路整備についてでございますが、今、市長からありましたとおり、こういった財政難でありますので、なお、いっそうの鋭意ご努力をいただきますように、よろしく願

い申し上げておきます。

もう1点、吉富駅の区画整理でございますが、第1質問でも申し上げましたけれども、減歩率がかなり高い区画整理事業になるようでございまして、60%を超える減歩率になってしまうということでございますので、先ほども申し上げましたけれども、やっぱり住民自らがまちづくりを進めるんだということで、借入金をし、本来、市営でありますと、当然、その金利負担も市がしていかなんもんであろうと思いますので、そういった辺りも、やはり、そういった住民の方々の思いを受けて、あの周辺が工場がきて、また、当然、税収も入るわけでありまして、人が住めば、それだけ、また税収も増える。長い目で見れば、そういったことになろうと思いますので、いろいろと住民要望等々の支援について、いろいろ申し上げましたけれども、その辺りにおいても、計画の中でご検討いただいて、ぜひとも前向きな検討をいただきたいと思います。

いちばん始めの人権問題について、まずお伺いをいたしますが、今の答弁をいただいたなかで、人権教育啓発推進協議会もしくは人権推進委員さん等と連携をとりながら、市民お一人おひとりにそういった啓発推進をしていきたいということでありましたけれども、ちょっと質問をさせていただいた、漏れがあったようでございますけれども、いわゆる職員研修の中で、具体的にこういった事象があげられて研修をされたのか。

もう1点、私の地域でも、推進員さんによります音頭とりで研修会を昨年やりました。八木支所からもお世話になって、そのなかでビデオ研修ということでやったんですけれども、先日というか、前の議員懇談会がこの場でありましたときにも、仲村副市長なり、市民部長が出席をさせていただいておったときにも言うところなんですけれども、南丹市内である具体的なこういった事象については、推進員さん辺りに、やっぱり具体的にこういった事象がありましたとか、そういったことが、そのときにはまだ告げられてなかった。うち、地元でやったときには、まだ、ご存知やないようやったので、やっぱり知らせるべきじゃないかと。ビデオ等の研修も当然、大切な研修なんですけれども、今回の落書き、ただの子どもの落書きではないんですね。いち早くカメラを、防犯のカメラを設置をさせていただきましたけれども、カメラ自身は当然、防止対策の一つであって、人権問題に関する意識の高揚と申しましょうか、そういったことにつながるものではないと思いますので、そういった辺りの研修なりを、ちょっとお伺いをさせていただきます。

何かビデオ研修、私らの地域でやったときでも、なんか何も知らはらへん、人権委員さん、何でこんなこと知らはらへんのかなと。結局、聞いてはらない。何かビデオ研修した中でいろいろ、そのあと協議もいろいろしたんですけれども、結局は、何か灯台下暗しみたいな研修になってしまって、こんな大きな事象が地元であったということは、そのとき自身は、ちょっと僕もふせとったんですけれども、それ以降、人権委員さん辺りに実際、こういうことがあったんですよと、JRでもあった、亀岡地内でもあったということが本当に告げられているのか。実態を踏まえたなかでの私は研修が必要じゃないかと思っておりますので、その辺りのことをちょっとお伺いをいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ご質問にお答えいたします。

まず、職員に対しましての対応でございますが、事象の発生の都度に全町掲示板、これで達を出しております。そういうようななかで各課ごとにミーティングを開くというような内容で事業報告をしております。また、全職員を対象にした研修会は実施を2回いたしております。地域的にもございますので、2カ所で行ったということでご理解をいただいたら結構かと思えますし、また、そういったなかで各地区での研修に職員が積極的に参加するような取り組みは、職員の中ではいたしておるところでございます。また各地区での研修の実施の内容につきまして、これはそれぞれの関係機関との協議の中で進めておるわけでございますけれども、様々なご意見もいただいております。今後、そういうふうなことを踏まえまして、どういうふうな形で、この人権啓発教育の推進をしていくのかということは考えていかなければならない、これは先ほども申しましたように、今の時点でどうだということだけではなく、今後、積み重ねていかなきゃならない大きな課題であるというふうに認識しておるところでございますので、また、どうぞご意見や、また、ご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 川勝議員。

○議員（川勝 儀昭君） ちょっと明確な答えじゃないように思うんですけども、いわゆる私が言うのは、実態を踏まえた研修が必要じゃないのかと。分かっていますね。いわゆる今後、こうこうこうこういうふうにして踏まえたなかで、研修計画を立てていく、それは結構ですけども、やはり南丹市市長が委嘱をしている人権推進委員さん、やっぱり地元でこういったことがありましたよと。関係地区だけでも、最低でも私は構わないと思うんですね。そんななかで、やはりもう1回自覚なり、認識を深める、いわゆるそういうこと、再認識が必要なんじゃないかなと。やっぱり部落問題、部落差別なんかもうないんじゃないという、なくなったんじゃないのか、古い、もう昔の話と違うのかと、やっぱりそういったことを言われる方も中には、やっぱりあるわけでありまして、やっぱり実態を踏まえて、私は人権委員さんに素直に伝えて、そのなかでの研修が、私は本来の同和問題に対する研修であると思います。ですから、私は今、ただ、ある水利権問題について、いろいろとお話をさせていただきましたが、これが、いわゆるこの平成の時代になってやっと面的、いわゆるハード的なことが解決しただけなんです。そのなかにおいて、こういったことが起きたということは、本当に我々にしても辛いことでもありましたし、これをやっぱり実態を踏まえたなかで関係地域だけでも、最低でも、やはりお知らせをして、どこの誰が書いたか分かりません。しかしながら、やはり、そういったなかで研修を踏まえることが、ビデオ研修も当然、大切です、何回も言いますが、しかし、自分の足元でこんなことが起きてるんですよということを、やっぱり、きっちりと市としても受けとっていただいて、やはり市民に隠すことなく報告

をして、そして、それぞれの地域で学習をしていただく。これが私は本来の、いわゆる同和問題の解決につながる一つであると思いますので、その辺りもやっぱり、私は必要であると思います。人づてに聞くんじゃなくて、市長委嘱でお願いしている推進委員さんなので、やはり、私はそういうこれからの研修が必要であると思いますので、その辺りのことも、最後になりますが、もう一度、今、結構です。今まで言ってなかったら、言ってなかったで構わないんですけどね。いわゆる昨年、こういうことがあったんだというようなこと、やっぱり、これから伝えて、実態を踏まえたなかでの研修が必要やと思いますので、その辺りを最後、市長よろしく願いをいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいまご質問いただきました件につきまして、ご答弁を申し上げます。

先ほども申しましたが、差別落書きの事象が発生をいたしまして、たいへん私も怒りとともに今日まで、それぞれのお取り組みをいただけてきた。また旧町においても、市においてもこういった人権擁護、また人権教育啓発の推進を、今、これから、まだまだやっていかなければならないというときに、こういう事象が起こったことは誠に腹立たしい思いであります。こういったなかで研修のもち方、また、今後のこういった課題の取扱い方、こういうようなことにつきましてはいろいろな議論があるのも事実でございます。今、川勝議員がおっしゃられたような思いも、十分、私も理解できます。また、こういったなかでそういうご意見を踏まえながら、当初のやはり、目的であります一人ひとりが人権に対する認識を深めていく、こういった方向性をもって関係の皆様方ともこの辺を協議しながら、今後の研修、また日々の活動、どのように進めていったらいいのか、一つひとつ積み重ねていくことが大切であるというふうに考えております。今後とものご協力や、また、ご意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、川勝儀昭議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時30分といたします。

よろしく願いいたします。

午後0時19分休憩

午後1時29分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に1番、仲絹枝議員の発言を許します。

仲議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 改めまして、皆さんこんにちは。

議席番号1番、日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。

議長の許可を得ましたので、通告書に基づき、一般質問を行います。

質問に入る前に一言、発言させていただきます。昨年8月、組織機構改革により、大幅に支所機能が縮小されました。このことで住民さんからは以前のように支所に行っても用事が済まず、本庁まで行かなければならないことがある。車の乗れる者はいいいけれど、乗れない者にとってはとても不便になったとの声をお聞きしています。その一方で4月末から5月の初めにかけて、厚生常任委員会で管内視察をしたおりにも、本庁と支所の連携が各支所の課題として挙げられておりました。地域に住む住民は、いちばん身近な所で行政サービスを受けたいと思っています。住民サービス低下はさせないとして実施した組織改革でしたが、このような声をしっかりと受け止め、本庁と支所の連携をより一層強めていただきたいと思います。

では、質問に入らせていただきます。まず初めに3月議会で否決されました四つの条例について、お尋ねします。

市長は今議会には、前回否決された子育て支援策の修正案を提案されませんでした。先日行われた定例会見の中で、その理由を周知期間が短くなるとしておりました。市長は3月議会の結果を受けて、今回どのような見直しをされようとしているのか、まず、お聞かせ下さい。

この3月に南丹市総合振興計画が完成しました。計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成されております。かなりお金をかけた一部カラー刷りの冊子として配付されました。中身を見てみますと、基本計画第1章の1項に、安心して子育てできるまちを目指すという記述があります。ここには急速な少子化の中で、若い世帯への経済的な支援や共働き世帯への子育て支援を重要課題と位置づけ、医療費の助成など、国・府の制度に加えて、市独自の取り組みを進めていることを現状として挙げております。現状と課題を受け、施策の方針の六つの柱の一つに、子育て世帯への経済的支援の推進を掲げ、国の制度に加えて、各種祝金や手当など市独自の施策を進めること、市独自の医療費助成を行うことを明記しております。この南丹市総合振興計画を受けて、9月に提案しようとしている条例の修正案、新たな子育て施策に対する基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

3月議会で否決されたことで、出産祝金も、これまでどおり支給されているわけですが、出産されたお母さんにお聞きしましたところ、現在の出産費用は40数万円もかかるということで、本当に若い子育て世帯にとっては支援策になっていると考えます。また小中学校入学時の祝金につきましても、日本の義務教育はお金がかかり過ぎると言われるなかで、子どもたちの入学準備に充てることができるとして、たいへん喜ばれております。すこやか子育て医療助成制度は全国的にも類のない優れた制度です。存続を求める声がたくさん寄せられています。3月議会では、障害者施策の縮小案も子育て施策と一緒に提案されましたが、福祉のまち南丹市の独自施策を財政難を理由に縮小するのは間違っていると思います。9月には提案しようとしている修正案の理念をお聞きし

たいと思います。

次に教育長にお伺いします。

中学校給食について、現在の状況、今後の中学校給食のあり方を、まず、お聞かせ下さい。昨年の6月議会での質問に対して教育長は、給食の良さ、食育の重要性を認識しながら、今後、学校を中心に保護者・PTAなどとも連携し方向性を見出していきたいと答弁されております。現時点での方向性をお示ししていただきたいと思います。学校給食を実施することで、地域で採れた野菜が活用され、文字通りの地産地消になって行くと思います。八木町では、障がい者の働く施設である城山共同作業所で作った野菜が献立に利用されております。小学校と作業所の交流会の場で、そのことが紹介されたりして、給食を通じて障がい者と子どもたちのふれあいの一助となっていると考えます。中学校給食も子育て支援施策として位置づけ、検討する時期にきていると思いますが、いかがでしょうか。

次にバス問題について、お伺いします。

昨年10月より、八木町内に1路線バスが走っております。走らせるにあたり、市長は採算性を強調されておりました。民間バス会社の回送利用バスの運行ですが、予定されている期限の4分の3が経過いたしました。住民の皆さんは通勤・買い物・サークル活動参加などに利用されております。なかには回数券を買って利用されている方もおられ、バスがなくならないよう、きばって乗っているというお話でした。住民の交通権を保障することも自治体の役割だと考えます。通院や買い物のための移動手段に、お元気な高齢者の方や交通弱者と言われる方がバスを利用されています。存続を求める声がございます。また最近のガソリン代の高騰を思うと、自家用車の利用を控え、バスがあれば利用したいと思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。本来、公共交通が充実していれば自家用車の利用も減り、CO2削減につながっていくと思います。総合振興計画の中のアンケートの結果のページに、南丹市の住み心地の問いに対して、住みにくい理由のいちばんに、鉄道やバスが不便が挙げられております。基本計画の第3章4項に、誰もが安心な地域交通システムをつくるということを掲げて、地域間交流のために公共交通が大切だとして、安心できる交通ネットワークの充実を図るとしております。施策の方針に各地域のニーズを把握した上で、南丹市バス交通整備計画を策定し、体系的なバス交通の維持と充実を図る、過疎化・高齢化が進むなかで、有効な移動支援方法や交通システムのあり方を市民とともに常に検討し、必要に応じて導入を図っていくと明記されています。市長は昨日、同僚議員の八木町内のバスの質問に対して、利用者数と財政問題を強調されたような答弁をされております。園部八木線の今後の方向性を率直にお答えいただきたいと思います。

合併して3年目、八木町のバス問題も含めた全市的な公共交通の見直しを早急に行うべきと考えますが、いかがですか。市長の公共交通に対する考え方を伺います。

最後に、吉富駅西地区土地区画整理事業について質問します。

この地域は昨年11月に市街化区域に編入されました。JR山陰線の複線工事が完了すれば、京都縦貫自動車道の八木西インターチェンジにも近いということと併せて、交通の便利な地域での22.7haにもおよぶ開発事業となっています。南丹市総合振興計画の中でも第3章の6項に、にぎわいの市街地をつくるの基本計画に、この土地区画整理事業と本市の事業を、本市の定住人口増加の上で重要な事業として位置づけております。ところが、この事業は地権者による土地区画整理組合を設立し、造成費など事業費を組合が金融機関から調達せねばならず、事業完成後に土地が売れなければ、組合に多額の負債が残ることになっていきます。本事業に対する期待と不安が入り乱れるなかで、5月に市長宛てに関係者から要望書が出されています。一つ目には保留地処分について、二つ目には準用河川板野川改修工事の促進、そして、三つ目に府道竹井室河原線の事業化への京都府への要請を、四つ目に減歩率の問題、そして、五つ目に事務的支援などを願う中身でございます。これを受けての市長のこの事業に対する率直な考え、具体的な市の対応をお聞かせいただきたいと思っております。関係者のもう後には引けないという思いを十分に酌んでいただきたく思います。

また八木町には、10.7haの八木駅西土地区画整理事業もあるわけですが、こういった大きな事業を推進する際に、行政と地権者、地元住民が一体となり、取り組んでいかなければなりません。南丹市のまちづくりの上でこの事業はとても重要なものと考えます。南丹市総合振興計画の観点から、住民の不安解消のためにも、市長の具体的な答弁をお願いして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは仲議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中でそれぞれの施策につきまして、総合振興計画との関連につきましてのご質問になっております。先般の質問の中でもお答えをさせていただいておりますけれども、市の市政推進の中で総合振興計画を着実に実行するということが、私どもの務めであるというふうにご考えておるところでございます。こういったなかで、総合振興計画と、いわゆる子育て施策、これについての整合性は十分配慮して行っておるところでございます。20年度におきましても、ファミリーサポート事業の開始、また地域子ども支援センターの充実を図るための施策、また子育て虐待高齢者相談等々の相談窓口を配置して、相談体制の充実を図っておるところでございますし、今後におきましても、子育てに不安を抱く保護者の増加、また少子高齢化や核家族化による子育て力の低下や、また多様化する子育てニーズに総合的に対応していく、こういった施策、子育て環境の充実を図る、こういった点につきましても努力をしていかなければならない。しかしながら財政は限られたなかでございます。こういったなかで、いかに継続的な支援と新たな支援を展開を進めるなかで、支援制度の見直し、これはご指摘のとおり3月議会で提案させていただきましたが、ご理解を得ることができませんでした。先ほど記者会見での内

容、これが、実は私もちょっとあの記事の内容につきまして、周知期間が短いという表現でされたわけなんです、実は同じ条例案を出せば、8月施行ということになりますので、同じ条例案を出せば、当然、その周知期間の問題が出ますよということは答弁をさせていただきました。しかしながら、この同じ条例案を6月議会に出すということは考えておりません。当然、そういうようななかで、今、再度の見直しを向けて、検討を進めておるところでございます。当然、議会の皆様方にご理解をいただけるような内容、また先ほど申しましたように、支援制度の新たなる展開との、また継続的な支援と、こういったことの内容を精査するなかで、再度、この条例案につきましては新たなる形で提案をさせていただきたいということで、今、検討をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、バス問題につきましては、昨日、面村議員にご答弁申し上げたとおりでございます。昨年10月より運行いたしております園部八木線の問題につきましては、利用状況や、また市民の皆さん方のご意見を精査した上で、南丹市地域公共交通会議等におきまして、ご協議をいただく予定で進めておるわけでございます。全体としましては、市全体といたしましては平成22年春を目途に、この交通会議等におきまして、市域全体の運行形態のあり方についてもご協議を願うということをお考えおるところでございます。基本といたしましてはスクールバスを基本として、一般混乗運行ということが基本になります。また、今後、効率的で、また効果的な公共交通機関ということを検討していかなければなりませんので、福祉有償運送、こういったとの連携を踏まえても、考えていかなければならないと思っておるところでございます。

採算性の問題をということでございましたが、当然、先般のご答弁でも申し上げたわけでございますが、民間バス会社等が廃止された路線、採算性の取れない状況の中で、また限られた予算の中で、より効率的な運行をしていかなければならない。当然、利用していただける方が促進していかなければ、運行が成り立たないというのも事実でございます。こういったなかで、やはり財政難ということを度外視しては考えられないわけでございます。この辺も十分踏まえた上で、こういった施策の検討をしなければならぬということも私たちの責務でございますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

次に、吉富駅西地区の土地区画整理事業につきまして、先ほど川勝議員のご質問にもお答えをいたしておりますけれども、ご質問の中にもございましたように地元地権者の皆様方の強い思いで、この区画整理事業に取り組むということでスタートいたしております、本事業でございます。吉富駅西口地域、当然、吉富駅の活用、こういったなかでの有効な振興策を講ずる必要があるわけでございます。こういったなかで市街地整備、また定住促進をする地区、こういったなかでの整理事業の着手を図っていかなければならない、進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

府道竹井室河原線につきましては、京都府において9号、またJR線をまたぐ立体交

差計画での一定の方向を示していただいております。今後、この事業との整合を図る上で、事業実施について計画を向けた計画の早期の作成、実施を要望いたしておるところでございますし、今後とも努力をしていきたいとこのように考えております。

また準用河川の板野川の問題につきましては、既存の府道竹井室河原線にかかる公共施設管理者負担金の協議に向けた境界確定等、一応、完了いたしましたところでございます。今後とも、市としての支援といたしましては国庫補助事業の導入に向けた都市再生整備計画の策定を行う、こういったなかで公共施策の施設の補助事業についての京都府との協議を進めながら、早期に確定させ、事業費の軽減に向けて支援をしていきたい、このように考えておるところでございますし、また平成20年度、本年度におきまして、事業認可を受けるべく努力をいたしておるところでございます。いずれにいたしましても、この吉富駅西地区の土地区画整理事業につきましては、これからの南丹市のまちづくりを推進する上で、八木駅西地区とともに重要な地域だというふうに認識をいたしております。まちの活性化を図る上で、重要な事業であるというふうな位置づけの中で、やはり地元の地権者の皆様方と十分な協議をした上で、また共に力を合わせて保留地の問題等々、課題は大きくございますけれども、輝く未来を切り開くという、この素晴らしい事業の推進のために、私どもも全力を尽くしてまいる所存でございます。どうぞ、議員各位のご理解や、また、ご協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 仲議員のご質問にお答えをしたいと思います。

中学校給食の現状ということでございますが、南丹市の中学校の給食の実情につきましては、学校給食を生きた教材としながら、栄養教諭配置の下で美山中学校では米飯を中心として完全給食を実施しております。また八木中学校においては、ミルク給食を実施しているところでございます。学校教育の目的は、確かな学力を育成し、変化する社会の中で主体的に生きる力を育成するところであり、食育の果たす役割は大きいものがあります。そのなかで、中学校の給食化は大きな検討課題であります。4中学校すべてで完全実施するためには学校の状況や生徒数の規模、また授業時間割に配慮した学校運営、ランチルームを含む施設整備や生徒指導等、諸条件を満たさなければならず、総合的な教育効果を果たしていくという意味合いでは、論議を深めていかなければならないと、そのように考えております。また未実施校において、お弁当を持参をするということは、それなりに大きい意義を持っていると思います。子どもの教育に対する家庭の責任や役割を見直すきっかけにもなり、また親子関係が希薄化しつつある現状で、弁当が親子の絆を保つ一つの手段となっているものと思われま。

今後、学校を中心にしながら、引き続き、今の現状を見聞きするなかで、引き続き検討課題としてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 仲議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） ご答弁、ありがとうございます。2、3、再質問させていただきます。

まず子育て支援施策ですけれども、市長のご説明、最初ありましたけれども、今、現在、生まれている子たちへの子育て相談であったり、ファミリーサポートという事業と、これから若い世帯・世代の人たちがこの南丹市に移り住み、子育てしていく、子どもを産み育てていくという、二面性のある子育て支援がこの南丹市、財政難でたいへん厳しい、この南丹市に課せられていると思うんですけれども、その辺での使い分けというか、どちらかと言えば今回の見直しは、これから移り住む、定住を促進するような市として人口を増やしたい、そういうなかでの施策に対するのが、大幅な削減がされたことで3月議会で否決されたことかと思えます。その辺では9月に再度修正案という形で出されることと思いますが、どんな見直しをこの時点で考えているか、まず1点お聞きしたいと思います。

そして、このときに福祉医療費も見直しの対象になっていましたが、私は、この福祉医療費に関しましては同じ土俵で物事を考えてはいけないと思っています。その辺では本当に社会的弱者、生活弱者に視点を当てた制度の見直しを望むところです。また子育て医療制度ですけれども、高校生医療費無料化、その辺は本当に全国的にも注目浴びてますんで、この制度に対しても、もう少し前向きな検討、見直しするにしても前向きな検討をされることを希望します。

二つ目ですけれども、子育て施策の一つとして教育長にお尋ねします。

学校給食ですけれども、学校給食法第4条、義務教育諸学校の設置者は学校給食が実施されるように努めなければならない、という第4条に努力目標としてあると思うんですけれども、ここ南丹市学校給食運営委員会というものがあるとお聞きしていますが、その辺の開催状況なり、皆さんの声、特に、PTAの役員さんなども巻き込んだ委員会と要綱に書かれていたかと思えますが、その辺での開催状況なり、そのなかでの親御さんたちの声があれば、紹介していただきたいと思えます。そして、去年の質問に教育長、同じようなことやっぱり言うておられまして、弁当が親と子の絆であったり、親から子どもへのぬくもりを言うておられますが、それはある意味一面的ではないかなと、聞いたところで、やっぱり食育の問題からすれば親御さん、非常に給食を一定、望む声、ただ、ここに給食代というのが付加された場合には、また若干、違っていかと思えますが、大いに検討する課題、先ほど議席の方から、議場から声がありましたけれども、どういふふうを検討しようとしているのか、1年経った、何か進捗しているはずだと思いますので、その辺もご答弁お願いします。

そして、バス問題についてですけれども、再度市長に。

バス、公共交通というものですけれども、交通権というもの、国民の移動する権利を、やはり保障していかなければならない、自治体にはあるかと思えます。その辺ではこの

南丹市民が安心して、こういった地域で生活したいとかいう思いを何としても酌んでいただきたい。地域交通というもの、まちづくりを支える大きな基盤になることは確かだと考えます。地域公共交通会議の重要性も問われているかと思いますが、その辺で再度この人権としてあります交通権に対する市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） バス問題につきましては、南丹市地域公共交通会議、これによりまして、様々な議論をいただいております。私、不勉強でございまして、交通権の概念につきましては、詳細に渡る認識を、今、持っておりませんが、今この南丹市において広大な面積を有し、また、こういうなかで鉄道のたいへん少ない、また基幹交通道路もたいへん脆弱な、この地域における公共交通網の整備というのは、私は重要な課題であるというふうに認識しております。しかしながら、先般らいからのご質問にもお答えいたしておりますように、やはり限られた財政の中で、有効かつ効率的な運用をしていくということが課せられた責務でもございます。こういったなかでの十分な検討をしながら、進めていくことが重要であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 中学校給食にかかわって、お答えを申し上げたいとこのように思います。

学校給食の運営検討委員会というような状況でございしますが、学校給食の現状を、いかに運営をしていくかというような状況を検討いただくということで、必要に応じてということで、年に必要に応じてということで、数回開催をするということで、現状の給食の実施をいかに良いものにしていくかというような状況で検討をいただいているところでございます。なお、その中学校の給食については、やはり努力義務ということは十分承知をしているわけでありますが、先にも申しましたように、やはり学校教育の大きいねらいというのは、確かな学力と生きる力を育むということで、やはり子どもたちの人格形成と、そして、資質能力を育成をするというところが、やはり大きいねらいではないかなとこのように思います。しかし、そのなかで、食育の重要性というような状況につきましてはこれは承知をしておりますし、また子育てにつきましては、現在、社会総がかりの中で育てていくということの必要性、それはやはり、家庭あるいは地域社会とともに、やはり子育てにかかわっていくというような状況ですから、保護者の家庭支援ということも視野に入ってくるだろうとは思いますが、その点が第一義的には、やはり学校教育の中ではないでろうと。やはり子どもを中心に考えていくということ、やはり私は忘れてはならないというような状況があると思います。そういう意味合いから見て、やはり家庭教育の支援なくしてということですので、相まって考えていくという状況でございします。ただ、その学校では先に申しましたように、週の週定表を中心に

してということで、学校運営というような状況の中で、中学校は部活動もあってという状況でございます。そういうなかで帯状の時間帯を取ってみたりというような状況と、そして、新学習指導要領で授業時間数増というような状況で1時間程度増えていくわけです。そういうものを週学校5日制の中で、やはり学校を運営していくという状況の中では、たいへん厳しい状況の学校運営、時間的な運営というものは厳しいものがあるという状況でございます。そういうことにつきまして、やはり実施の、やはり可能性というものを絶えず学校とも相談をしながらという状況ですが、なかなか、このところの厳しさというような状況については、やはり一定、工夫改善をしながらという状況の中で、やはり給食も考えていく必要があると、このように考えているところでございます。そういう意味合いからみて、やはり、どうしても施設整備の充実という意味合いではランチルームの設置ということも、やはり、大きい条件整備の課題になってこようと思います。そういう状況で耐震補強等の状況もかんがみ、財政的なものも、やはり検討の一つになってこようかと、こういう状況の中で、この課題を放置しておるという状況でなくて、引き続き、我々としても実施ができる状況の中で検討しているという状況で、ご理解賜りたいと思います。

○議長（吉田 繁治君） 答弁がありました。

仲議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 時間がありませんが。

今の教育長の答弁に対しまして、まず、積極的なご発言、教育長の思いが聞かせていただけたかと思うんですけども、ぜひ、これを集団的な場、学校給食運営委員会をまめに開催していただいてでも給食実施をする方向なり、示していただけたらと思います。1年経ったあとも同じようなご答弁では、ちょっと困るかなと思います。

あと、バスの問題もひとつ、1年間走らせても採算性合わないということで、廃止かどうかだけ市長にご答弁求めます。

最後になりますが、吉富駅土地区画整理事業でございますが、本当に長い時間かけて、何とか前向きに進めていこうという地権者さんたちの思いがあるなかで、時代の流れとともに、非常に不安材料が大きいなかで、どれだけ行政支援っていうものがあるかが問われていきますし、南丹市として地域の事業を重要だと考えているという市長のご答弁もありましたので、その辺では、私自身は期待したいところでございます。

最後に、一つ漏れてたなと思うんですけども、子育て施策に対しまして、9月の見直しの理念と申しましょうか、その辺市長に再度お尋ねいたしまして、私の質問、終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 順序が逆になりますが、子育て支援で漏れてたということでございますが、希望だということをおっしゃいましたので、あえて答弁はさせてい

ただきませんでした。ご了解をいただきたいと思います。当然、今、子育て施策につきましての再検討を行っておる最中でございます。こういったなかで、様々な議会でのご論議や、また、それぞれ見直しの中で精査をしておるというのが現状でございますので、ご理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に吉富駅西区画整理事業、これは先ほどの答弁でも述べさせてもうたとおりでございます。市民地権者の皆様方の厚い思い、また今日までの長年に渡る様々なご労苦の中で決断をいただいた、このご決断を十分に踏まえ、また市としてもともに、この事業推進のために努力をしていく、この観点に立って組合の皆様方と十分に協調し、ご相談をしながら、様々な大きな課題があることは事実でございます。しかしながら、その目的達成に対して努力をいたしていくことを重ねて申し上げる次第でございます。

またバス問題につきましては、ちょっと私の聞き違いだったらいけなんですけれども、もう1年経ったんだから廃止か、継続か、はっきりしろというふうなご質問でございますか。今、私はそのように受け取ったんですが。これは先ほども申しましたように、十分この辺りを利用状況や、また市民のニーズを十分に精査するなかで、南丹市地域公共交通会議等においてご論議いただくと。私が勝手に決めろということですか。私は、たいへんおかしなご質問をいただいたなというふうに認識をいたしております。ただいま申し上げましたように、そういうふうな十分な精査をするなかで、南丹市地域公共交通会議において、十分にご論議をいただく、こういった方向性で進めていきたいと。10月から今年の9月まで運行するわけでございますので、このなかで今後、さらに利用促進が図っていただきますように、議員各位はじめ市民の皆さん方のご理解や、また、ご協力をお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、仲絹枝議員の質問を終わります。

ちょっと温度が上がっておりますので、上着はご自由にして下さい。

次に24番、村田正夫議員の発言を許します。

村田議員。

○議員（24番 村田 正夫君） 議席番号24番、丹政クラブの村田正夫でございます。

議長の許可を得ましたので、6月議会での一般質問を行います。

はじめに、わが丹政クラブの政務調査を目的とする5月の東京研修についてふれておきます。2日間の日程で、全国町村議員会館で議会運営改革シンポジウムを受講、合わせて国会議員を囲み、今、課題になっております長寿医療制度と安全・安心農業立国、新農政ビジョンについて勉強会を持ちました。特にシンポジウムは何をどのように改革し、住民からの信頼を得るかのサブタイトルが示すとおり、議会や議員は執行部に対する関心のみならず、議決機関としての政策立案、条例制定、問題提起等の役割を發揮するため、どう議会運営や議員活動に新たな仕組みを加えるかという問題意識からスタートいたしております。三重県議会と長野県飯田市議会を先進議会として事例発表の中で学び、それらの議会改革にかかわってきた専門家の提案を受講し、これからの議会活動

と議員活動に新たな意欲を持ち帰郷しました。丹政クラブといたしましては、これからも様々な機会を捉えて精力的に政務調査活動を行ってまいりたいと考えております。

さて、はじめの質問は庁舎建築についてであります。

南丹市が発足して3年目となりますが、当初、合併協議会では既存の建物を活用する考え方が大勢を占め、国際交流会館もその候補に上がっておりました。当時、私も箱物への投資は避けて、あるものを活用するのはコスト的に良いことかなと受け止めておりました。しかし、小泉改革の三位一体改革のスピードは予想以上に速く、併せて高齢化の進展をはじめとする社会保障費の自然増は抑えがたく、待ったなしの行政改革を早急果敢に実行しなくては、将来、市民の皆さんに負担をかけることになるというのが現状と言わざるを得ません。すでに昨年8月には思い切った機構改革を実施されており、また本年度の当初予算編成においては枠配分方式を採用されるなど、着々と手を打っていただいております。しかし、機能の拠点である園部の本庁の様子を見ますと、老朽化は致し方ないとしても、手狭なこととワンフロアでなく、各教室に分かれていることが使い勝手を悪くしていると感じています。部や課の拡大と縮小を図るときにも支障を来す恐れがあります。特に、事業課では図面を広げるにも場所がない状態ですし、市民の皆さんは部や課がどこにあるのか分からずに、上がったたり、下りたり、右往左往の人を見かけます。来庁者の相談を受ける場所もばらばらで、その場所も狭い状況です。少なくとも市民に不便をかけているのは間違いなく、決して市民サービスの質が高いとはいえない状況です。まずは、こういった現庁舎の状況につきまして、市長はどのように受け止めておられるのかをお伺いしておきます。

一方、庁舎と大いに関連する駐車場の課題であります。これまた決して十分とはいえません。庁舎以外に国際交流会館、中央公民館、幼稚園やすこやか学園が近くにあり、それらのイベント開催時には遠くに停めなくてはなりません。庁舎建築に際し、この駐車場の課題も同時に手を付けることができるのではないのでしょうか。庁舎の建築は必ずしも市長のためでも、市役所職員のためだけのものではありません。拠点機能を高めることにより、さらに市民への行政サービスが向上するものであるといえます。この3年間の合併ラッシュで、全国の市町村は約3,200から1,800に減少いたしました。が、庁舎建築に取り組んだところは、ほとんど合併特例債を活用しております。総事業費の95%に合併特例債を充てることができ、しかも、そのうち70%が戻ってくるのはありがたいことです。南丹市の喫緊の課題は、最小の経費で最大の効果をあげる行政改革を果敢に実行し、併せて、市民に夢と希望を与える総合振興計画を着実に具体化していくことです。合併後の舵取りを任された理事者や我々議会は、市民の安心・安全と幸せを保障すため、刻々変わる変化への対応力を発揮し、思いきった改革を図り、それをダイナミックに実行していかななくてはならないはず。新庁舎の建築は、いわばその塞を内外に示すものであり、早急に庁舎建築基金を創設し、一步踏み出すべきではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

2点目の質問は、各集落などで保有、維持管理している共有財産についてであります。

南丹市は616km²の広大な面積のうち、その88%を山林が占め、美山町においては96%という、まさに森・里・街がきらめく市であります。この三本柱の一つである山林をどう捉え、どう活かすかという基本的な方向は昨年樹立された総合振興計画にうたわれております。そのなかで森林を人工林や自然林などの機能別に分類し、様々な機能が発揮できるよう支援や規制を行い、豊かな森林の保全を行うこと、各森林組合や山林所有者が行う環境整備、保全活動などに必要な支援を行い、森林の育成、保全や活用を図ることを方針としております。併せて管理や保全を容易にするため、確認が困難な土地所有境界の明確化を図り、環境税の創設を他の市町とともに国に要望するとしております。今回、質問する共有財産は、記名共有財産であり、園部町で30、八木町で17、日吉町で29、美山町で48の計124団地が保有、集落横断しております関係で、この数字となっております。その面積は南丹市の山林面積の20%を占めております。この面積は市の林政上、放置できない広いものであるという点、二つ目に組織や保有の中身、維持管理の実態が市として把握できていない点、三つ目に、この組織や活動が地域力を担っているため厳しい現実への手立てが必要ではないかというのが、質問の要点であります。この記名共有財産は、少し前まで集落を支える大きな財政基盤でした。集落道や水路の改良などの基盤整備の際は、負担金や分担金の財源になり、慰安旅行や敬老会も賄えました。木材の大きな売買の時には、個人分配で各戸が潤い、集落は平和でした。また日役と呼ばれる管理の共同作業は共に汗し、弁当を広げ、家族のように近況を話したり、相談をしたり、得がたい地域力の醸成の場でした。ところが木材の価格下落は山の値打ち下落となり、それはそのまま共有財産の魅力を失わせることになってしまいました。職業は多様化し、遠方への通勤も珍しくなくなり、意識の低下とともに日役が実施できない状況になってしまっております。さらに拍車をかけるのが高齢化で、口には出さないものの共有から離脱をしたいとの思いが蔓延してしております。一人暮らしも限界を迎え、都会の息子の所へ引っ越すのを切りに、共有から離れることになり、なけなしの共有会計残高から権利金を支払わなければならないという悲惨な現実があります。これらの課題を整理いたしますと、共有会計財政はひっ迫しており、身動きできない状況である。その原因の主なものには木材価格の下落と松茸の大幅減産であります。共同作業が計画できない、実施しても参加者が少ない。代表者記名共有の相続には費用と時間がかかる。生産森林組合は均等割りの負担が重荷であるとともに、事務が煩雑である。ましてや法人格はあっても、地縁団体への移行は歴史や権利意識の中で合意が難しい。共有財産に対する考え方の変化と多様化がある。以上のようなものですが、この集落維持機能の根幹をなす制度がぐらつくと、地域力が低下をして、ますます限界集落化する恐れがあるといえます。それためには持続可能な法的根拠を持った制度を研究し、各団体に提示し、指導をすべきではないでしょうか。また、この制度そのものの意義を各団体も行政側も再認識し、時代との整合性や制度疲労を点検する必要があるといえます。

これには森林組合に積極的な協力を働きかけ、モデルである日吉町森林組合の提案型の採用で、日役のできない課題を解決する一助になる可能性があります。

最後に、世界的な課題であります地球温暖化等が協議されます洞爺湖サミットも直前に迫ってきました。京都からはじまった環境サミット、いよいよその京都議定書第1期約束期間が平成20年度からはじまります。二酸化炭素排出量の削減は義務となり、間伐に代表される森林整備は必須事項で、しかも、これは南丹市のような山林地域でのみ実施できるものであります。その財源の裏づけとしての水源税への取り組み強化が必要となっており、ぜひ、さらなる要望活動をお願いいたします。

以上、市長のご所見をお伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対しまして、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは村田正夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず、庁舎の問題につきまして、ご質問をいただきました。

議員、ご質問の中でご指摘いただきました市民サービスをめぐる問題、また使い勝手の問題、それぞれをご指摘いただいたところでございます。旧園部町の役場を活用しての本庁で業務を実施しとるというふうな内容でございます、それぞれの課題があることも事実でございます。こういったなかで、先ほどのご質問でもいただきましたが、市民サービスの向上、また効果的で効率的な行政運営を図る上での庁舎の問題というのは、課題があるというふうに認識しております。こういったなかで、この現在の本庁の庁舎がどれぐらい永続的に使用できるのかという課題もあります。こういったなかで、また一方、今、国と地方をめぐる論議の中で、地方分権の推進、また道州制の実施等々がたいへん早いスピードで論議をされておられるのも現実でございます。こういったなかで、先ほど申しました効果的で効率的な行政運営、また市民サービスの向上を図る上で、駐車場も含めましてこの周辺整備、また本庁の問題、この辺については十分に考えていかなければならない課題であるというふうに認識をいたしております。とはいえ、ご承知のような厳しい財政状況の中でございます。こういったなかで、やはり庁舎を改築するなり、新築するなり、新たなものを考えるなかでは、新市の特例でございます合併特例債の活用というのが、やはり課題といたしますか、財源になってこようかと感じとるわけでございます。そうしますと、平成27年までが10年間でございますので、この間に活用しなければならぬ、いうふうな観点もございます。こういうなかで、ただいまご提案をいただきました住民サービスへの向上、また効果的で効率的な行政運営の推進、こういったことを考えるなかで、庁舎という問題は十分に考えていかなければならない課題であるというふうに考えておりますし、合併特例債を考えるなら27年までに、ということになるわけでございますので、こういうことを十分配慮した上で、この課題について取り組んでいかなければならない問題であると思っております。当然、そういった形になりますと、ご質問にございました庁舎建設基金というようなことも大きな課題になって

くるわけでございます。財源の問題も含めまして、また、今ある施設のどういうふうにして活用していくのか総合的に考えるなかで、この課題については早急に考えていかなければならない課題であるというふうに思っております。今後、内部的に十分な検討を続けるなかで、市民の皆さん方とも、ご理解をいただけるような内容で、調整していく必要があるというふうに考えておりますので、今後とも、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

また共有財産の問題につきまして、ご質問がございました。

たいへん、まさに地域社会を支えてきた共有財産であったと思います。これがご指摘のような状況の中で、まさに厳しい状態に置かれておるといのが実態であることを承知しております。共有山林につきましては、南丹市全体で1万800ha程度あるというふうに理解しております。こういったなかで、新たな法的根拠をもった制度ということでございますが、地縁団体、これはたいへんないろいろなメリットも、デメリットもあるわけでございますし、また生産森林組合、また20年12月に施行されます、一般社団法人、財団法人に関する法律により、登記のみで法人が設立できるということになるわけでございますけれども、こういった課題、様々な課題があるのが実態でございます。しかしながら、今、この共有財産をめぐる状況というのはご質問の中にもございましたように、たいへんひっ迫、また緊迫した状況であることも確かでございます。私どもも、ただいまご質問の中で受けましたようなご意見を踏まえながら、このどういったシステムがいいのか、また新たなシステムに向けて、どういうふうな制度改革をお願いしていかなきゃいかんのか、この辺も検討をする必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。また、ご質問の中にもございましたように、日吉町森林組合さんが今日まで、あのようなモデル的なお取り組みをされておるわけでございますけれども、それぞれ先駆的な取り組みも十分取り入れるなかで、この問題解決に努力をしていかなければならない、このように考えておりますので、また、ご指導や、また、ご協力を賜りますように、お願いを申し上げます次第でございます。

また水源税、いわゆる環境税等、様々な、今、話題となっております。当然、私ども南丹市といたしましても全国森林環境税創設促進連盟にも加入しております。京都府におきましても、本年2月に京都府森林環境対策検討委員会が設置されまして、今、森林環境税の是非が議論されるというところになっております。これから、この課題というのは、たいへん私ども南丹市にとりまして、広域な森林を抱える地域でもあり、また由良川、淀川の上流部に位置するという条件もございます。この環境の問題、また森林の果たすべき役割、これはただ単に所在地だけの問題ではございません。日本流域全域、こういったところでも、ご理解を深めるなかで、この森林保全、また環境保全、国土の保全といった観点からも、この制度の促進に努力をしていかなければならないというふうに考えております。とりわけ厳しい山林をめぐる、また、それぞれの地域の課題があるわけでございますけれども、今後とも、それぞれの地域の皆様方と力を合わせ、国・

府の、また制度を活用しながら、振興に努力をしていきたい、このように考えておりますので、今後とものご指導や、また、ご意見を賜りますよう、お願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁がありました。

村田議員。

○議員（24番 村田 正夫君） 佐々木市長、いつも慎重な行財政運営をやられておりますので、庁舎建築についても、かなり大きな英断が必要だったというふうに思いますので、一気になかなか明解には答えにくいのかも分かりませんが。しかし、現状に対する認識は先ほど答弁いただいたとおりだというふうに考えたときに、これはやっぱり喫緊の課題でありますので、先ほど言われたような現状認識の中で、迷っておられるのか、それともやろうとして、合併特例債は27年度までですので、6年度までですか、18年、そうですね、ですので、そういったなかで、が、合併特例債を使うならその範囲やと、こういうふうな意味は分かるんですけども。しかし、それでは随分先の話になりますので、やはり、やるには基金を創設するという、一歩踏み出すということが、私は必要だと思いますので、いろいろお考えもあろうかというふうに思いますけれども、やはり、やろうとして、いろいろ考えて協議をされておられるのか、慎重に今、迷っておられるのか、その点、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それと質問の中でもちょっとふれましたですが、周辺施設の活用というのは、非常に私、大事だというふうに思っております。我々議会、ここの議会棟ともいいですし、3号庁舎ともいいですけども、非常に議会として使い勝手が悪いのは現状です。委員会をするにも、全員協議会をするにも、全協の部屋で常任委員会を開いておると、こういう状況ですので、傍聴の皆さんにも相当、ご迷惑をかけております。また、いろんな委員会が、場合によっては、ちょっと重なって開催をせんなんときにも、その課ごとに、大きくいくときやったら、部ごとに入替をしてやらなくてはならないというような、そんな状況も生まれたりいたしておりますので、やはり、ここの棟は議会専用と、やはり、すべきであって、そういったことも、やはり考えていくべきではないかと思っております。また近くに交流会館があり、裁判所があり、検察庁がありというようなこともありますので、こういったことも一つ課題ではないかというふうに思っております。

それと必ずしも、この庁舎建築は、市長のためでも職員のためでもないというふうには言いましたが、今、南丹市の職員給与はラスパイレスで86という、府下の中でも最も低いという、市の中で最も低いという状況、給与削減、定員削減、定数削減、いわば抑えるばかりの職員のモチベーションを上げということは、非常にこれ難しい状況の中で、新庁舎を、働く場を使い勝手の良い新しいものにしていくという、モチベーションを上げると、こういう意味で、私は大いに効果があるというふうに思うんです。そういったことも含めて、松田部長、今、職員は約450人ぐらいおられるというふうに思うんですが、私はその職員のトップである部長が、今、言いましたような職員のモチベ

ーションの話、また本庁と支所の、この強い連携であるとか、本庁の充実強化とか、また行革の推進というようなことを考えたときに、また私は南丹市とは違って、国は議員内閣制ですので、違うとはいうものの、例えば外務省の官僚の高級官僚と言われる官僚の、いわゆる自信と誇りといいますか、そして、国に対する責任感というようなものを、やはり強く感じたり、防衛省でも守屋次官の課題はありましたですけども、やはり、とことんまでその官僚が自分の責任で誇りを持って、自信を持って出向していくという、やはり、そういったものが、私は南丹市の部長クラスの職員には必要ではないかというふうに考えますので、市長の先ほどの迷っておられるのか、やろうとしておられるのかということの答弁は市長に聞きますが、それ以外につきましては、松田部長の方からご答弁をいただきたいと思います。

次に、記名共有財産の話ですけども、この山への森林交付金、一期はヘクター1万円でしたですが、それが5,000円の減り、若干45年生前という範囲は齢級は上がりましたがですけども、仮に、これで間伐をしたときに、例えば美山町の場合1万5,000ヘクターにいるということになってたときに、なかなか持ち出しをしながら、林家が取り組みをするということには、なかなか至っておらないのが現状であるというふうにいえます。いわば森林交付金を受けるために対象行為をこなしておると、悪く言えば、その程度で留まっておるのではないかというふうなことを思います。美山町が続けておりました間伐出材奨励金、こんなものも、やっぱり全市に拡大すると、こういうような考え方で林家の所得を上げていくということも大事ですし、先ほどふれました日吉町の森林組合、これをモデルにして、やはり徹底的に日吉町は省力化を図っております。そして木材価格で林家に支払いをする、還元を確かにしております。そういうふうなことをやはり、この共有財産の中にも活かしていくという考え方を、行政の方で森林組合と一体になって、私は考えていくべきではないかというふうに思います。もっと突き詰めていけば、森林組合はもっとコントロールタワーというふうなことになるべきであって、撫育とか、出材とか、こういったものは民間業者に委託すべきではないかと、こんなことを思ったりいたしております。また美山町では、今、モデルフォレストというのを2件着手をいたしておりますが、特に、山田知事がこういったものに対しての強い思い入れがあるやに聞いておりますけれども、こういった形での共有林の活用であるというものも、また環境に関する形でのものも取り入れることによって、環境対策の事業をやっておる、日役をやっておるといいますか、そういうことに一つ協力をしておると、こういった位置づけも、やはりこれから大事ではないかと思えます。どうしても駆除に偏りがちな有害鳥獣対策も、例えば、柴栗を植樹するのを奨励するであるとかいうような形で、撫育とか、そういった日役に対する、やはり直接支援、農業に直接支援というのがある、中山間地直接支援というのがあるように、やはり山林にも直接支援というものが、やはり、これからなくてはいけないのではないかというふうに思っておるところであります。先ほど市長から水源税の話もありましたが、こういった形も、これからし

ていかないことには、私は先ほどふれました京都議定書の約束を果たすというのものにも、なかなかうまくいかないだろうというふうに思っております。このことにつきましては、先ほど基本的なことは市長から聞きましたので、部長の方から、この記名共有財産についても、今、2回目の質問にありましたことについて、ご答弁をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 庁舎建設につきまして、迷っておるのかどうかというふうなお話でしたが、先ほど申しましたように、様々な条件があるわけでございます。また現在ある施設の有効活用ということもたいへん重要な要素であります。当然、限られた財源の中で効率的・効果的な行政運営をしていく、市民サービスを向上させていく。また先ほどおっしゃられました職員の働きやすい環境というのも重要ですし、また周辺駐車場や、また、それぞれの施設の活用、こういうようなことも総合的に考えた上で、この庁舎の問題っていうのは考えていかなければならない。基本的にその部分の中で庁舎っていいですけど、何階建ての一つの庁舎を建てていくのか、それぞれ庁舎機能として、どのような部分が必要なのか、その辺も十分に勘案した上で、財源的には、やはり、この合併特例債の活用しかないなあというのが、現在、おかれた私たちの条件だというふうに考えております。先ほど議員のご指摘にもございましたように、今の現状、早急にやらなければならないというご意見もありますし、その辺も踏まえながら、今後、十分な検討を内部的に進め、また市民の皆さん方にも、そういうふうな提示をさせていただくなかで、どういうふうな市役所づくりをしていかなければならないのか、こういった点につきまして、検討をしなければならぬ、こういうふうな決意をいたしておるところでございます。

また、今、このあと部長もお答えいたしますけれども、モデルフォレスト運動につきましても、私もたいへん、これは京都府の方もモデルフォレストの推進の課まで、今度、設置をいただくなかで、南丹市地域でも指定をいただいております。このご活動を見ておりますと、地元の関係者、また地権者、そして企業、で京都府さん、私ども、それぞれ連携をつなぎながら、森林の振興やまた地域振興にもつながるといふ、たいへん素晴らしい事業でございます。これは森林税の諸措置とも含めまして、都会地の皆さん方にも、この森林の大切さというのが、ご理解をいただける一助になるんじゃないかというふうに考えております。先ほど、森林組合等との関係につきましても、ご指摘をいただいておりますけれども、こういうことを総合的に勘案するなかで、よりよい施策の構築に努力をしていきたい、このように決意をいたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） ご指名をいただきましたので、私の方からご答弁をさせていただきます。

部長の役目といたしましては南丹市組織規則で定めておりますとおり、行政運営の首脳幹部として上司を補佐し、全市域的な広い視野から市政の基本的施策及び重要方針の方針決定に参画した上で、所管事務の円滑な執行に努めなければならないと、心得ておるところでございます。そういったなか、職場の環境も整えることも、この一つであるというふうに考えておるところでございます。各部長とも連携をしつつ、この与えられました職に精励してまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも、議員の皆様のご指導、ご協力をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、西岡農林商工部長。

○農林商工部長（西岡 克己君） ただいま村田議員さんのご質問の中で、いわゆる森林の今後のあり方も含めまして、ご質問等がございました。

とにかく、南丹市におきましては、森林面積が88%を占めておるということで、なお、かつ人口林につきましては40%を占めておると。また45年生以下の林群につきましても、6割を占めておるということで、戦後急激に植林された、この増林地における生育途上の森林整備が本市にとっては当面の課題ということで、重要な課題として取り組んでおるところでございます。これらの森林を総合的に活用しながら、適正に管理をしていきたいということと併せまして、この管理をすることによって、地域の活性化につながると。そして、また多面的な、また広域的な機能を持っておりますので、こういった部分につきましても、維持の増進を図っていきたいなということを考えております。また本市の所有の大半が零細農家、零細林家ということで、森林所有者が独自で造林・保育・間伐というのを計画的に実施するのは困難な状況になっておるということで、森林施業の重点地区に指定しております地域につきましては、協同化の必要性、こういった部分について啓発普及等を行い、森林所有者に対しまして、施業意欲の喚起をしながら計画的に施業を、また受託していただくなかで、森林組合とも連携を図るなかで進めておるというのが現状でございます。なお、かつ日吉町の森林組合につきましては提案型の集約施業ということで、展開していただいております。これにつきましても低コストの作業システムということで、モデル的に団地化が確立をされて、計画的に施業が実施されておるところでございます。こういった南丹市におきまして、森林組合のこういうモデルケースがございますので、他の3町の森林組合につきましても、こういった形が採用できないかということについても、ご指導しておると、指導しておるというような状況になっております。共有林にかかる森林整備の問題につきましては、今、現在ある法制度の中でいきますと、先ほど、ご説明がございましたように、いわゆる生産森林組合が、一定、施業等を進めていただいております。

それと、共有林の方につきましては日役等で進めておられるという状況になっており

ます。今後、相続等の関係を考えますと、共有林等につきましては多くの問題が出てくるといふことで、いわゆる共有林の方につきましては、その生産森林組合を立ち上げるか、地縁団体を採用するかと、こういった二つの方法を、今後、意向を聞きながら進めていきたいなというように考えております。これが今の現段階での制度の活用という形になってきます。しかしながら、今年の12月に法施行が予定をされております。非営利法人ということで、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、こういった部分で共有財産の維持管理にも、こういった部分が適用されるかどうか、これについても、今後、十分検討をしながら進めてまいりたいなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁がありました。

村田議員。

○議員（24番 村田 正夫君） 両部長、ありがとうございました。

最後に、特に答弁を結構なんですけど、庁舎の件ですが、少なくとも今の市長の答弁聞かしていただいて、全くとんでもない話ではないと、庁舎建築について。俎上に上げて検討しておるといふことで理解をさしていただいだけ、いくしかしやあないなというふうに思っております。しかし、私はそういつまでも検討やら、いつまでも協議をしておったんではあかんと思いますので、できる限りこれは早いうちに。というのは、やはり市長、我々も同じですけども、任期4年という、やはり、これは一つの宿命ですので、そういう意味での責任は、やっぱり果たすべきであるということから考えると、任期中にやはり、その方向性はしっかり明示をしておかなくてはならないというふうに思います。そして、お話を聞いておりますと、まあまあやっていくことも視野に入れられておるようでございますので、私、そのなかでは市民の皆さんを、やはり巻き込むといいますか、市民のための庁舎といいますか、そういう考え方をしていって、市民の皆さんに潤いの場を提供できるような、そういった考え方を中心に、ぜひ、また部内で検討していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、村田正夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開時間は午後3時といたします。

午後2時47分休憩

.....
午後2時59分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に25番、谷義治議員の発言を許します。

谷議員。

○議員（25番 谷 義治君） 丹政クラブに所属しております、谷義治でございます。

ただいま発言のお許しを得ましたので、2点ほど、質問をいたしたいと思うわけでござ

ございますけれども、先に通告をいたしました老人をめぐる諸問題とか、財政運営の考え方でございますけれども、すでに今議会、多くの議員さんから質問がなされておりまして、しかも市長の方から、それぞれについて答弁も終わっております。そういうこともありまして、準備をいたしましたものの、何かサイダーのいきりが抜けたような形になっておりまして、どうもやりづらいわけでございますけれども、私なりに質問をさせていただきたいと思っております。どうか、市長のよろしき答弁をお願い申し上げたいと思っております。

まず、最初に老人をめぐる諸問題、とりわけ今日的な問題について、どのようにご認識をされ、また、どういったお考えを持っておられるのか、その辺を伺ってまいりたいと思っております。何分、質問いたします私自身老人になっておりまして、言いますことが老人の嘆きのようにお聞き取りされるのではないかと、このように思います点と、さらに今回、新しく出てまいりました後期高齢者と、こういう名前でございますが、その名前の中に、また私自身も近く入らなければならないというこういう状況でございますし。とりわけ後期高齢者という、この言葉にはいささか引かかるものを持っておりまして、お年寄りを前期高齢者と、そして後期高齢者に分けると、この考え方には、いささか納得できないものを持っておる一人でございますし。さらにはこれが進んでまいりますと、長生きをすれば、さらにこの後期高齢者が末期高齢者なんて言われはしないかと、非常に高齢者を阻害しているような、そういう言葉がまかります今日の状況に憂いを持つ一人でございます。さて、そういったことはおきまして、この4月からスタートいたしました後期高齢者医療制度についてでございますけれども、今日まで国民皆保険制度の下で世界最大の成長を遂げ、そして、平均寿命も高い保険医療を水準してきたと、このように思っておるわけでございますけれども、そういったなかで、老人医療費が増大することにつけて、国は何とかなければならない、あるいはこの制度を持続可能なものにしていかなければならないということで、今回、このように75歳以上を囲い込んだ後期高齢者として、新しい医療保険制度を創設されたのでございます。しかし、この制度自体が、法律は早く国会の方において審議が済まされておりましたけれども、いざ実施という段階に至りまして、それから、この制度はどうだと、こうだということが浮上をしてまいりました。老人にも十分趣旨なり、内容が理解できるような形で広報宣伝がなされておったとはいえないと思っておりますし、そういうことから、いよいよになって、いろんな形で問題を浮上をしてまいりました。出ております問題は保険料の問題、あるいはその所得のとらまえ方の問題であったり、あるいは内容が十分熟知できていないとか、あるいは医療費の負担においても、変更の部分もあるわけございまして、そういうすべての事柄について、お年寄りの能力をもって、これを理解していくということはなかなか至難なようございまして。そういう点で担当になっております方々に対しまして、この制度が発足して、今日まで相当の、このことに対する苦情なり、質問が出たのではないかと、このように思っておるわけでございますけれども、できるだけ理解が得られるように、お年寄りに理解をしていただけるように丁寧な説明を、まず、して

いただくことが必要ではなかろうかというふうに思っておるわけでございます。そうしたなかで、今回、国の方でこのことが論議されまして、やはり制度設計と申しますか、内容において不都合な面があった、高齢者から総すかんをくったというようなことで、今、内容の変更について議論が積み重ねておりますけれども、いかなる方途が見出されましたとしても、こういったお年寄りを囲い込んで、そして、新しい制度をつくっていくということは不安、あるいは、また不信、そういったものがぬぐえないのではないかと、私は見ております。やはり給付と負担の関係から見ましても、この問題は、かなり深刻な問題を持っております。特に年を取ってまいりますと、経済力が弱まってまいります。ほとんど年金に頼らざるを得ない、そういうお年寄りたちばかりを集めた制度でございますから、これの維持というのは、たいへん難しいのではないかと。やはり、公の財政負担をかなり多くしないことには、高齢者に負担を求めましても耐えられない状態がいくのではないかと。要するに給付費が増大すれば、それだけ、また保険者に負担を求めていく、それ1割でありましても、そのことが耐えられないというようなことになるのではないかと、このように見ておりまして。そのことが財政的な面からも公の負担として地方に求められますし、さらには老人にも求められます。やはり残るのは不満、年がいつてから、ひどい仕打ちを受けたというような形しか残らないのではないかと。その矛先は第一線でごんばっていただいております市当局の方に矢が向かっていくだろうというふうに、私は見ておりまして。このことについて、市長はどのようにこの制度をとらまえられておるのか、やはり改善すべき点があるとするならば、やはり国に向かって、声を大にして老人を守る立場でごんばっていただきたいなど、このように思うわけでございまして、その辺のお考えを、まずお伺いをいたしたいと思っております。

また高齢者の最近の生活実態を見ておりますと、やはり年金も上がらない、むしろ減少しておりますし、核家族化、遠くへ子どもは出ても親の面倒は見ない、こういうなかで放っておかれたと言え、語弊かもしれませんが、見放されるような状況が出ておりまして、そういったなかで生活保護に頼らざるを得ない、高齢世帯の生活保護世帯が増加しているように、伺っておるわけでございまして。今、申し上げましたような問題を持っておると思っておりますけれども、やはり、この所帯に対する内容を十分見ていただきまして、むしろ、そういった形でどんどん増えてくるのを防ぐような方策がないものか、これはやっぱり模索していくことが必要でなかろうかと思っております。こういう生活困窮者が増えてまいりますと、財政面にも大きな影響を及ぼしてまいりますし、さらには地域力の減退にもつながってまいります問題でございまして。この辺の点について、どうお考えになっておるか伺っておきたいと思っております。

次に、介護の問題であります。

これも高齢化が進展いたしますと、それに伴って要介護者が増加をしていくというのは、これはもう当然の結果だろうと思っております。そういうなかで介護保険制度が発足して、今日まで進んできたわけでございまして、また、この果たす役がたいへん重要なも

のでございますけども。やはり、どうも見直しの中で悪くなるような部分も出てきたりして、使い勝手がどうもと、というような意見も出るわけでございまして、その辺についても、やはり、常に目を見張っていただいております、不都合な問題は改善に努めていただく、そういうことを常に国に向かって発信していただくと、このことも必要ではなかろうかと思っております。現在、南丹市におきましては、65歳の高齢者と言われる人が1万人くらいになるのではないかと、このように推察しておるんですけども。今、そういった高齢者の中で、この介護保険制度を利用されております人が、どれぐらいの方が利用されておるのか、何%ぐらいの人がそういった形で、介護保険を受けていかなければならないような状況に立ち至っとるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

併せまして、やはり、この介護保険につきましてはケアマネージャー等、いろんな方が対応して、一定の介護の認定審査会に進達をされるわけでございますけども、そういったなかで、そういう老人たちの人たちの願い、これをきちっと受け止めていただくことは、当然ながら、やはり不満足な部分がかかり出ているんじゃないかという気がしておるんです。どういった点に不満を感じておられるのか、それが制度上からくる欠陥であるのか、地域の皆さんの支えが不十分なのか、その辺も見極めていただきたいなど、このように思うわけでございます。また一方では、この制度を利用しようとしても経済的な面から十分な利用ができない、こういう状況も一方で出てきているのではないかと、このように思っております。やはり、そういう点で日常的にはホームヘルパーさんたちの支援によって、この運営がなされておると思っておりますけども、これも旧4町でホームヘルパーの育成などの違いがございました関係で、現時点でその辺の普及度といいますか、有資格者が十分な形で配備ができておるのかどうか、その辺もお尋ねをしておきたいと思っております。

また最近の状況からは、また、あるいは保険制度の最も考え方の中心にあったのは家庭、家族での介護というような考え方で、この制度が発足したわけでございますけども。高齢化社会の中で、家族が支えていくということが非常に困難を極めておまして、施設介護の方へと、その状況が進んでおるのではないかと、こんな気も私はいたしておまして、そういう施設の方へ望まれる方が待機せず、いつでも施設へ受け入れてもらえるような状況になっておるのかどうか、その辺もお聞きをいたしておきたいと思っております。

この介護との問題も密接にかかわりまして、そういった高齢者の人たちを今度、虐待というような形で家族が手を上げて、その行き先がそうした人たちのところへいってあって、たいへんな問題をかもし出しておるのではないかと、非常に心配をいたしておるところでございます。本年度からですか、そういった虐待の問題にも窓口を開設されて、対応をされようとしておりますけれども、この最近の状況を見ておりますと、妻が夫を殺し、夫が妻を殺しというようなこの、最後の行き着くところがそんなところであったりする、この家族での介護制度っていうのはたいへんなことを考えるわけでございまして

て、そういった点からおきまして、この介護の問題が常に近隣のものもそうでございますけども、やっぱり行政の方も常日頃から目を離さずに、きちっと見守っていただきたいな、このように思うわけでありませう。

次に、無年金者の問題も多くクローズアップされておるところではないかと思ひます。

年金問題については、たいへん大きな社会問題となつたところでございます。今、なお、この年金受給者の内容点検が行われておりますけど、この無年金者については救済の道が途絶えておるように思ひわけでございます。こういう人たちがこの南丹市にどのくらいおいでになるのか、やはり、これからいろんな点でこの人たちが大きな問題をかもし出してくるのではないかと、そんな危惧もするわけでございます。市政運営に大きな影響を与えなければいいなと思ひわけですが、現実どのくらいおいでになつて、その人たちの生活実態はいかがなものかというふうに考へますので、その辺の把握をされておるならばお答えをいただきたいなと思ひます。

以上、見てきましたように、医療や介護、あるいは年金などめぐりまして、高齢者にとっては、唯一そういうものが安心のセーフティネットであると思ひておりましたが、今日では逆に心配の種になつてまいつております。これはやはり少子化が進み、一方では高齢者が増大する。いわゆる支える人たちが少なくなつて、支えられる人が多くなつた、こういう逆転の人口構造にも起因するだろうというふうに思ひます。そういうなかで、いろんな制度の見直しもなされていくわけでございますけども、結局、最終的には弱者がもうひとつ思ひていたような手厚い内容にならない、こういうことで不満だけが募つてくると、こういうことになりますと、そのしわ寄せはいちばん近いところの自治体に出てくるのではないかと、このように思ひますので、やはり、市長が先頭になつて、そういう現実の状況を十分に把握いただいて、国に向かつて発信をしていただくことが今ほど必要なときは、私はないのではないかと、このように思ひわけでございます。一つひとつこう分断的にものを見ることも必要でございますけども、こういった高齢者を取り巻くいろんな状況はトータル的に、やはりとらまえていただくことも、一方で必要だろうとこのように思ひておきまして、そういう点で対応をしていただくことが必要だと、そのことを求めたいと思ひますし。また、今日までわが国の礎を築いてこられた人たちに、また報いていく道でもあるとこのように思ひます。老人を慈しみ、励ますメッセージをぜひ市長から発していただきたいなと、このように思ひまして、質問としたところでございます。

次に二つ目の財政運営にかかわつて、市長の所見を伺つておりましたですけども、これももう重要な部分については、市長のほうより答弁がなされておきまして、あえて、私から申し上げることもないわけでございますけども。やはり聞いておきまして、この財政運営は今日、時点におきまして、市長の最重要な仕事だというふうに思ひます。しかも健全な財政を運営していくということは、市長に課された大きな責務でもあるというふうに思ひますし、また、そのことを十分承知されているとご努力されておきま

すことには敬意を表したいと思います。しかし、こういった問題はややもすれば、専門用語が出てきたり、小難しいことを並べての話になったりいたしまして、一般住民の方にとっては何かすっと入ってこない面をもっております。我々議員はいろんな資料をいただいたり、絶えずそういう状況を自分で検証することも可能でございますけども、一般住民の方はそういったこともできないといいますか、用語すら分からない、こういう状況に置かれておられると思います。やはり、そういう住民の方に、この厳しい財政状況を理解していただいて、いろんな施策を見直していくことに対しての理解を得ると、このことが、とりもなおさず、今、必要であるというふうに思うわけであります。そのためには昨日も質問で答弁されておりましたが、職員の方が出前的な形で地域の方へ入っておられるわけでございますけど、むしろ市長が先頭に立って財政の現状を分かりやすく住民の方に語りかけていく、投げかけていくということが大事だろうと思います。できるだけ専門用語はなくして、家庭で使っておりますような平易な言葉を織り交ぜて説明をしていただく、市長の口から直接、この住民に伝わりますと、やはり、やっぱりこういう状況にあるのかと、市長ががんばったはるなど、たいへんやなど、こういう逆に激励の言葉も出てくるのではないかと私は思いますので。我々が住民に議会報告などいたしましても、むしろそういうなかにあっても、地域の人たちの要求に応えるようお前らは努力すべきやと、こういうしか返ってまいりませんので、むしろ、そういうことで市長の方から今日の状況、厳しい状況、ただ口先だけの厳しきではだめだと思っておりますので、内容的に分かりやすく、しかも出前とは言わないまでも、出かけていって、そういう形で語りかけていただくことが、この危機を乗り越える第一歩だと私は思いますので、その点についてのお考えも聞かせていただきたいと思っております。

それから、やはりこの財政を取り巻く状況は年々変化し、また経済状況等とかかわっているいろいろな変化してまいります。変化してまいりますんで、長期展望は非常に難しいということはよく分かるんですが、せめて2、3年ぐらいは数値目標を掲げて、こういうことはかっちりやりますけど、この辺は辛抱して下さいとか、財政の規模はこのぐらいでいきたいとか、借金はこのぐらいに押さえていきますよとか、こういった目標数値を掲げていただくことが必要でなかろうかと思っております。その辺についてはどのようにお考えになるのか、お伺いしておきたいと思っております。

それから、次に自主財源の確保というものが非常に大事でございます。昨日もこれも質問がありました。本年から、ふるさと納税制度というような形で給付行為が認められていくわけでございますけども、やはり、これはふるさとを離れて遠くで生活されております方々、そういう人たちに、今一度、ふるさとを思い出していただく、あるいはふるさとに気持ちを寄せていただくという、一つの手法としても、これは活用することが私は大事だと思いますし。また、ふるさとの方では年老いたものが必死になって、地域の維持にがんばっておるわけございまして、やはり、そういう人たちにも激励になるような形でこれを活用していくと、このことが必要ではないかと思っておりますので、この辺

についても早期に制度設計を行っていただきまして、全国に向けて、発信をしていただきたいなど、このように思うわけであります。

次に、ちょっと入湯税というような問題を持ち出しております。るり溪温泉だとか、日吉温泉があるわけです。特に、るり溪温泉などにおきましては、大阪や神戸方面の人の入り込み客がほとんどのような状況になっておるわけでございまして、やはり、そういう状況を見ますときに、この人たちが我々が地域が気張って作り出したものを利用しておるわけでございますから、むしろ、そういう温泉入湯税的なものを課してはいかかなものかと、こんなことも考えてみたりするわけであります。さらに、ちょっとこの頃、私、思うのには、毎日新聞に折り込み広告、チラシがたくさん入ってくるわけですね。これをひと月も貯めておきますと、相当のかさとり重さになっておるわけでございまして。経済活動のために、そういう折り込み広告をされるということは、それはそれとして認めるわけでございますけど、それらの行き先は最後までいくかといえ、これはやっぱりごみになっちゃうわけですね。そして、また、そのごみはそれぞれの自治体の責任によって対応せざるを得ない。やはり、また、そこに税を皆さん方からいただいておる税を投入して負担をしていっておる、こういう状況があるだけに、そういうごみの排出の大きな要素ともなります、そういう折り込み広告に対しても何か課税ができるようなことを考えてみてはどうかと。これが嫌なら広告は入れられないでしょうし、また、これは減量化につながるという一面も持ちますので、そんなことを思ったりもいたしておるわけです。これらはすべて、市の財政が厳しいわけですから、何としても取れるものは取るという、そういういろんな発想をするということが大事、また、そのことを研究していくという職員が、そういう前向きの姿勢を出していくということが、今、求められとると思います。したがって、そういうことをまず提起をいたしたいと思いません。

最後に財政の健全化の、この法律が施行されまして、非常に財政を運営上、このことが縛りに今度なってくるような気がしてならないわけでございます。しかも、一般会計のみならず、公営企業やその他いろんな関係を連結的に見るということでございますだけに、市長もシビアになられるかと思えますけども、どうしても起債を起こして、今、このことをやっておかなければたいへんなことになる、水道の問題ですとか、ごみの問題だとか、火葬場の問題、いろいろ出ておりますけど、そういうことで人の命にかかわるような、あるいは他に頼れない、頼っておったんではいかんというような問題については、やはり検討をしなければいけない、その時にはやはり、起債を充ててもそういう事業はやっていくんだという構えが、僕は必要ではないかと。この健全化法律、あまりそういう問題までも、縛られることは縛られることがあったとしても、そのことによってそういう事業をおろそかにすることは、これまた住民にとって不都合なことでございますので、そういう点での柔軟な対応も、一方ではしていただきたい、このように思ひまして、質問をいたしたところでございます。もう残り時間も少なくなりましたが、

一発でこの問題等についての回答をして、第2質問がないように、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは谷議員のご質問にお答えをいたします。

いわゆるお年寄りをめぐる諸問題について、まず、ご質問をいただきました。

現在、南丹市の高齢化比率28.7%でございます。年間1%ずつ増加をするというふうな状況になっております。こういったなかで高齢者世帯は1,300世帯、一人暮らしのお年寄りは900人という状況がございます。ますますこの傾向が強まってくるということになっておるわけでございます。ただいま後期高齢者医療制度、長寿医療制度という形になっておるんですが、これは今議会でも様々なご論議をいただいておりますし、まさに最近のテレビ新聞等の報道でも多々述べられるところでございます。こういったなかで、様々な課題が生じとるわけでございますし、国の方においても改善すべきことは改善するというので、制度の維持を図っていかうという方向になっております。先ほどの答弁の中でも申しましたが、これを廃止して、旧に戻す、これでやっていけるのかという疑問もありますし、この混乱を招くということは避けなければいけません。速やかな改善方策を私ども要望しておるわけでございますが、高齢者の皆様方、そして、一般国民の皆様方にもご理解いただけるような、私どもも市民の皆様方にご理解いただけるような方途を、これからもとっていかなければならない、このように考えおるところでございます。

次に生活保護につきまして、平成18年合併時には世帯数190世帯でございました。本年4月現在では35世帯が増加しておりまして、225世帯となっております。高齢者世帯の割合は5割近い、半分近くが高齢者でございます。高齢者世帯における申請理由というのは、先ほどのご質問の中にもございました無年金で低い年金の方、また預貯金を取り崩して生活していたが、というふうな申請理由が多くみられるのが現状でございます。また先ほどのご質問の中にもありましたが、子どもと同居すれば受給しなくてもいいが、事情があつてという方も多々見受けられるような状況でございます。たいへん高齢の方々の申請理由というのは、厳しいものがあるというふうに認識をいたしておるところでございます。

次に介護保険につきまして、平成12年に制度創設されたわけでございます。給付率の伸びが続いております。これに対応する保険料、税負担も増大している現状でございます。17年度に制度改革が行われたわけでございますけれども、まだまだ、この給付費の増加が見込まれるということでもありますから、介護保険制度が持続可能なものにするためには、たいへんな局面が出てくるんじゃないかというふうに思っております。特に家族介護、家庭内介護ということが課題なわけでございますけれども、老々介護だとか、核家族化というふうな課題もあるなかで、たいへん困難な状況になっております。

また介護サービスの実施にあたりまして、それぞれご関係の皆さん方、社協の皆さん方をはじめ、ご関係の皆様方、ご尽力いただいておりますけれども、待遇面での問題等々、サービスの提供が困難な状況も、よく耳にするような状況でございます。本当に難しい問題であるなというふうに考えております。この地域におきましては施設介護、この点につきましては施設をいち早く設置していただいております。こういったなかでの利用率、充足率も高いというふうなことになつとるわけでございますけれども、利用率につきましてはそういうようなこと、以前からあったもので、そんなに大きな変動は見られないわけですが、ごく最近に私も施設の責任者の方とお話をしておりまして、200名ほど待ってもうとって、2年、3年前の方が今、というふうな現状が実態であるというふうなことも承知しております。こういったなかで南丹市の介護認定者率は16.5%でございます。これ全体全国でも、京都府でも大体これくらいというふうにお伺いしております。16%という数字がなっておるところでございます。

また高齢者虐待につきましては、19年度相談件数12件ございました。また20年度に入り、新たに3件のご相談ケースが発生いたしております。当然、その高齢者虐待防止ネットワーク会議を立ち上げまして、マニュアルを作成しまして、社会福祉協議会の地域包括支援センター、また各種団体機関との連携を基にして、強めながら、防止に努めておるところでございます。また今年度からは市役所内にも高齢者虐待防止のための相談員を設置しておるところでございます。

また、次に無年金者というお話でございましたが、これはその所管が社会保険庁になっておりますので、南丹市内にどれだけおられるかというのが明らかにされておられません。当然、おいでになるわけでございますし、25年に満たないと保険料を受け取れないという加入期間25年に満たない、これから納付しても加入期間が満たされない方が全国で、60歳未満で45万人、60から64までで31万人、65歳以上で42万人、合わせて118万人おられるというふうな報告があります。実態といたしまして、先ほどの生活保護のお話の中でもいたしました、年金がないから生活保護を受けるという方がみられるわけでございますし、今後、このような先ほど申しましたような状況を聞きますと、ますますこの傾向は強まってくる、もちろん財政圧迫も予測されるわけですが、国民年金の納付率にいたしましても、たいへん低い状況が継続しております。ますますその状況という部分があるわけでございます。当然、加入促進、このことに努力をしてかなければならない、いうふうに考えておるところでございます。こういった、まさに厳しい状況の中で、それぞれの課題があるわけでございます。また、こういったなかで高齢者福祉介護保険事業計画、新たに21年度から3年間の計画づくりに取り組まなければならないという、今、状況でございます。私どもの市といたしましても高齢者の皆さん、私は、子どもたちは地域の宝だと、また高齢者の皆さん方がお幸せにお暮らしていただくのは地域の誇りであると、こういうような考え方をもって市政に取り組んで

っております。しかしながら、ただいま申し上げましたようなたいへん厳しい状況があるわけがございます。また市財政の課題もありますが、こういったなかで京都府・国に対しましても、制度面での改善につきまして、強く働きかけていかなければなりませんし、また市といたしましても、ただいま課題となっております福祉・介護・医療など、一体と見て、市民の皆さん方のご協力やご助援も賜りながら、この高齢者福祉の推進、また高齢者の生きがいつくりに向けて努力をしていく、していかなければならないというふうな決意をいたしておるところでございます。

次に財政問題につきまして、ご質問といたしますか、ご意見を賜りました。

当然、この昨年に交付されました自治体財政健全化法、これによりまして住民への公表が義務化されております。こういった情報の開示の徹底や、また広報、公聴活動を通じまして、できるだけ分かりやすい表現で市民の皆様方にお伝えしていかなければならない、当然、これが私に課せられた義務でもあります。ただいまご質問の中にもございましたが、この財政運営全般、また施政の推進につきまして、私どもに説明責任があるわけがございますし、また、今、出前講座も実施をしております。こういったなかでございませけれども、私が、やはりできるだけ早い時期に、住民の皆さん方に説明させていただく、これ今、現実的にもどういう方途でさせていただいたらいいか、検討をいたしておるところでございます。また7月の12日に情報化の完成の式典をさせていただくわけでございますけれども、CATVの全市域におけるサービスも開始いたしておりますので、こういうことも活用しながら、ご説明に努力をしていきたい、そしてまた、これは今回のそれぞれの議員の皆さん方からご質問の中で、行政事務事業に対して市民の皆さん方の説明や、また制度に対する説明なども懇切にするようにというふうなご意見を賜っております。そういうことを踏まえまして、広報活動等の充実にも努力をしていきたいというふうにご考慮のところでございます。また、そういったなかで財政運営につきまして、3月時点で一定の見直しを立てておられるわけでございますけれども、修正が必要というふうにご考慮しておりますが、この辺も十分踏まえまして、もちろん議会にも含めましてでございますけれども、市民の皆さん方にも、行財政改革プランとの整合性も図りながら、財政の健全化を維持するために数値のご説明をさせていただかなければならないというふうにご考慮のところでございます。

また、ふるさと納税制度、これもご指摘のとおり、それぞれ全国の市町村、県もそうですけれども、PRも始められてまいりました。こういったことも財源確保、自主財源の確保に、たいへん重要な要素でございます。早期のこの検討をいたしまして、メニューづくりを行いまして、PRに努めていきたいと思っております。

また入湯税につきましては、この施設の設立当初から地域住民福祉向上を目的としておりましたので、入湯税は徴収しておらないわけでございますが、ただいま、ご指摘をいただきました観点もでございます。また新聞チラシというふうなこともあったわけでございますし、また、これは余談にはなりますけれども、美山観光でカメラの撮影にたいへ

ん多くの方が来られておりました、南丹市でカメラ税ちゅうのを創設して、持ち込む人からは取っもうたらどうやというような冗談めかした話もされて、市民の方からしていただいております。まさにこの財政の確保をするために智恵を絞り、また、どういう方途があるのか、検討をしていかなければならない大きな課題であるというふうに考えております。先ほど森林税も話しもございましたが、そういうような観点、あらゆる角度から努力をしていきたいというふうに考えております。

また財政健全化法につきまして、当然、やらなければならない事業というのがあるわけなんです、この制度上からいいますと、一定の水準を超えた場合には地方債の起債制限が行われるということは事実でございますし、また早期健全化計画の作成が必要になり、また、もっと悪くなれば再生計画の必要、それぞれ公営企業につきましても必要になってまいります。たいへんこの制限が加わってくるわけでございます。この除外規定というのは見受けられません。やはり、こういった観点から立ちまして、財政の健全化の継続ということ、やはり市の市政の中でまず考え、その中を機軸として、市政の推進を進めざるを得ないというのが現状であるというふうに認識をいたしておるところでございます。いずれにいたしましても、先ほどの高齢者問題をはじめとする、将来に向けての課題というのが多々あるわけでございますけれども、効果的・効率的な行政運営により、市民ニーズに対応するという観点に立って努力をいたしてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解やご協力を賜りますよう、お願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁がありました。

以上で、谷義治議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2 報告第1号から報告第10号まで

日程第3 議案第63号から議案第72号まで

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、次に日程第2、第3を一括して議題といたします。

質疑の通告に基づき、発言を許します。

2番、大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 通告をいたしておりますとおり、専決処分の報告につきまして、報告第8号専決処分にかかわりまして、多少の疑義がございますので、質疑を行ってまいります。

ご存知のとおり、専決処分とは特別の事情によって、議決または決定を行わないときに執行機関たる市長が議会に代わって処分決定をすることでございます。専決処分をしたときは議会に報告し、承認を求めることとなっております。しかし、承認が得られなかったとしても、専決処分の法律的效果には影響が及ばず、専決処分は有効とされとされております。それだけ、その専決処分の効力ちゅうのは非常に強いというものであ

ります。それは議会の権限を奪って決定されるわけですから、そういう内容であります。ですから、それなりの慎重な対応が必要だと思えます。専決処分をすることができるのは、自治法の規定によって行われたものに限られます。議会の議決を得て行われたものと同様に、適法かつ有効であるとされるものであります。専決処分の要件として、自治法第179条の規定には、一つには、議会が成立しないとき、二つ目には、議会を開くことができないとき、三つ目には、長において、特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、四つ目に、議会において議決すべき事件を議決しないときの、この四つに限定をしております。今、私が質疑をしようとしているのは、先ほど申し上げましたように、報告第8号の南丹市市税条例の一部改正についての平成20年4月30日専決とされた件についてでございます。毎年のごとくあります市税条例の専決処分の報告は、国の地方税の改正によるもので、成立が3月末で3月議会に上程できないことによることによる専決処分ということで、理解を今までしてきたところでございます。ところが今回の処分の中には、また施行期日が、未だもって先ものが混在をしております。例えば陳情分であります第47条の2、これは公的年金等にかかわる所得にかかわる個人の市民税の特別徴収、市民税の特別徴収やね、を表題としておりますけれども、その条文から第47条の6までの間ですね、この条文については附則の第2条4項で、平成21年度以降の年度分の個人の市民税について適用するとしております。平成21年度ですね、以降の年度分の市民税について適用する、21年度ですから、来年の4月1日なんですね。これが専決されているということでございます。今回のこの専決されたなかには私、調べてみますと、この専決処分はね、28ページございます。膨大なものでございます。ちょっと仔細に読みました。苦勞をいたしましたけれども。そのなかにですね、二つの件が平成20年12月1日から施行されると、二つあります。そして、21年4月1日、来年の4月1日ですね、この今の紹介した分も含めまして、9件ございます。そんなことですね。ですからね、全部で合わせますと、明らかなものでも11件あるわけです。そんな内容でございまして、いわゆる専決すべきでないものと、当然、専決も仕方がないと思われるものと混在しているわけなんですね、そう思うわけであります。今回、指摘しております特に指摘しております第47条の2項、先ほど申し上げました公的年金にかかわる所得にかかわる個人の市民税の特別徴収から第47条の6まで、これは市民税の特別徴収にかかわる条文なんですけれども、この専決処分については、先ほど申し上げました四つの要件を自治法第179条の要件を申し上げましたけれども、どのうちに該当しての専決処分なのか、お尋ねをまずいたします。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ご質問にお答えいたします。

報告第8号につきましてのご質問でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に成立公布されたことにより、南丹市税条例の一部改正を同日付で専決処分させていただいたところでございます。承認につきまして、地方自治法第179条の第1項の規定に基づきまして、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるということで、議会提出をさせていただいた次第でございます。この内容につきましては、議員ご指摘のとおりの内容が含んでおるわけでございますけれども、国において一つの法律として決定した内容につきまして、国と同様にすべてを専決処分として、今議会で報告、承認いただくことが最良であるという判断の下に専決処分をさせていただいたところでございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

大面議員。

○議員（2番 大面 一三君） 今、ここは南丹市の議会なんですね。南丹市の市税についてのかかわっての、今、質問をしているわけです。国は決めました、それは国の下でありまして、それを適用するのは南丹市、この議会なんですね。だから、今、申し上げましたように、この専決にそぐわないものまでもね、この味噌もくそも一緒にした形の提案というのは、これはもってのほかだというふうに思います。今も申し上げましたように、この自治法は議会の議決権というものを奪うということで、厳格にこの四つのどこに適用するんかということで、この場合しか専決は認めてないわけですね。ですけども、今、市長の答えによりますと、自治法第79条の3項の適用したということでありまして、その第3項は長において、特に緊急を有するため議会を招する時間的余裕のないことが明らかであると認めるときですわ。それから先ほど申し上げました、もうすでに、それは4月1日にね、今年の適用されてるというものについては、それは、もう今までの理解してきましたけども、今、申し上げましたように九つの11ですね、11については今年の12月1日、そして、来年の4月1日から適用されると明記したまでもがやね、この専決処分されているということなんですね。そこにね、この今の専決処分の問題があろうかというふうに思います。これ私は自分でも申し上げたんですけども、きちっと専決処分に適するもの、そして議案として、きちっとして議案提出をすべきものときちっと分けてですね、やっぱり提案されるべきものだというふうに思うわけでございます。いろんな専決すべきでないものまで専決をされているわけですから、それはきちっと正して、誤りは誤りとして、この際、正すべきものだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま大面議員のご質問にありました内容につきまして、

地方自治法に基づきまして、十分な精査をするなかで、一括して専決することが最良の方法であるというふうに判断いたしまして、専決処分をいたしましたものでございます。当然、十分にこの地方自治法の規定に踏まえて措置した次第でございますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 大面議員。

○議員（2番 大面 一三君） 最良と言われましたけども、それは提案される当局の立場で考えておられるわけだね。我々議員は議決権を奪われているわけですからね。そのことはどう思われるんかということなんです。

それとですね、いわゆる国が議決したということだね、これからされるものまで専決でやね、これからどんどん進んでいくという理解なんですか。これからそういうことは改めていくということになるんかどうかね。これ当然という意味ですわね、今の市長の答弁でしたら。本来、私はね、こういうものはですね、いわゆる模範的な条例ということで、国から送ってくるというふうに思うんですわ。国で地方条例が決定したのでね、そのとおりやれということではないですわね、これは。そやないと地方自治のね、成り立ちませんのでね。それも今、申し上げましたように市民税にかかわることなんですわ。このことは重要なんですね、これ。市民税について、年金から天引きするという内容ですわ。南丹市の市民税を南丹市の市民の年金から取りますよと、これ承諾もなしに取れるんです。あのね、介護手当やらと一緒にね。こんな重要な問題を専決ということは、もってのほかだというふうに思います。今の市長の今回のとらまえ方としてはね、ちょっと自治の精神を逸脱した、基本を理解されていない答弁だというふうに思います。私も3回目の質問ですけども。やっぱりこれはね、事務当局でね、きちっとやっぱり向こうから模範条例として送ってこられたものが、この専決にするのか、そして採用すべきものなのか、そして本来の議案提案とすべきものなのか、やっぱり、これはきちっとね、精査されて提案されるべきものだというふうに思います。そういうことがされずにね、こんな、今も申し上げましたように、国から法令が決まったので最良の方法だというようなことでは、ちょっと通らないというふうに思います。きちっとした市長の答弁と、今後の改善策方向の説明と決意、決意というんやない、方向の発言を求めて、3回目ですんで、終わりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ご質問にお答えをいたします。

専決処分、当然、地方自治法に基づいてこれを遵守した上で、精査するなかで判断をいたし、専決処分を行ったものでございます。今後とも地方自治法の規定に基づきまして、厳正に処分をするべきときはする、この体制で今後とも実施していかなければならない、いうふうに思っております。当然、法の中で規定があるわけでございますので、

これに基づいて行うことが私に課せられた責務であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） ほかに、特に質疑ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第1号から報告第10号まで及び議案63号から議案第72号までにつきましては、お手元配布の議案付託表その1のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第4 議案第73号、議案第74号

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第4「議案第73号、議案第74号」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま上程をいただきました議案第73号及び第74号の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

議案第73号、平成20年度殿田小学校改築工事、学校給食共同調理場建設請負契約につきましては、殿田小学校給食室が建築以来37年を経過し、老朽化が激しいため、新たに共同調理場として建設しようとするものです。今回、建設を予定しております共同調理場は鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積547.6㎡で、完成後は胡麻郷小学校にも給食を配送することとしております。当該工事につきましては、去る5月27日一般競争入札に付し、2億5,200万円で京都府南丹市園部町美園町4号13番地4、株式会社共立工務店代表取締役山内基義氏が落札いたしました。工事期間は議会の議決のあった翌日から平成21年1月30日までとなっております。この契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号、南丹市監査委員条例の一部改正についてであります。財政の情報の開示、財政の早期是正機能、負債等の財政状況の明確化による自治体財政の早期健全化及び早期再生の2段階の財政健全化策を基本目的として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されたことにより、平成19年度決算から財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、公表が義務付けられましたので、関連条例を改正しようとするものであります。

何とぞ、ご審議をいただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田 繁治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号、議案第74号は、お手元配布の議案付託表その2のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日、6月12日は議事の都合によりまして、休会といたしたいと思います。

よって次の本会議は、6月26日午前10時より再開をいたします。

なお、各委員長さんは誠にご苦労さんですが、付託議案の審査につきまして、よろしくご配慮をお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

午後4時04分散会
